昭和四十九年運輸省令第三十六号

目次 うに定める。 項の規定に基づき、小型船舶安全規則を次のよ船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第小型船舶安全規則

第二章 船体 総則 (第一条—第四条) (第五条-第二十条)

機関

第一節 第二節 主機、 通則(第二十一条—第二十四条) 補助機関及びプロペラ軸系

補機及び管装置(第三十四条—第三 (第二十五条—第三十三条)

第三節 第四節 備品(第三十九条・第四十条) 十八条)

第四章

第五章

操舵、係船及び揚錨

の設備(第四十

排水設備 (第四十一条・第四十二条)

救命設備 三条—第四十五条)

救命設備の要件(第四十六条―第

第一節

第二節 救命設備の備付基準 第五十八条の二) 十七条の五) (第五十八条・

第七章 消防設備 (第六十五条—第七十二条) 第四節 第三節 救命設備の表示 (第六十四条) 救命設備の積付方法 第六十三条の二 (第五十九条-

第七章の二 居住、衛生及び脱出の設備(第七十五 防火措置(第七十二条の二―第七 十四条)

航海用具(第八十二条―第八十四条の 条―第八十一条の二)

電気設備

第二節 第一節 蓄電池 通則(第八十五条—第八十九条) (第九十条・第九十一条)

第四節 第三節 電路(第九十四条—第九十七条) 配電盤(第九十二条・第九十三条 電気利用設備(第九十八条・第九十

第十一章 九条) 特殊設備(第九十九条の二)

第十三章 第十二章 操縦性 (第百五条) 復原性 (第百条—第百四条)

特殊小型船舶に関する特則 一第百十五条) (第百六

第十五· 章 (第百十六条・第百十七条)

一章 総則

船舶安全法

第一条 三十八年運輸省令第四十一号)第二章の三の規条の二十一の二及び船舶安全法施行規則(昭和 ところによる。 定を除く。)にかかわらず、この省令の定める 備規程(昭和九年逓信省令第六号)第三百十一 関し施設しなければならない事項及びその標準 二条第一項の規定により漁船以外の小型船舶に については、他の国土交通省令の規定(船舶設 (昭和八年法律第十一号)第

の各号のいずれかに該当する船舶であつて、国第二条 この省令において「小型船舶」とは、次 際航海に従事する旅客船以外のものをいう。 総トン数二十トン未満のもの

満のもの での水平距離をいう。)が二十四メートル未 り外した場合における船体の前端から後端ま 響を及ぼすことなく取り外しできる設備を取 体長さ(船体の強度、水密性又は防火性に影 るものとして告示で定める要件に適合する船 ポーツ又はレクリエーションの用のみに供す総トン数二十トン以上のものであつて、ス

2 に掲げる要件を満たしている小型船舶をいう。 この省令において「特殊小型船舶」とは、次 面までの水平距離をいう。以下同じ。) が う。) が四メートル未満で、かつ、船の幅 前面から船尾材の後面までの水平距離をい 一・六メートル未満であること。 (船体最広部におけるフレームの外面から外

列であること。 は、操縦場所及び乗船者を搭載する場所が直 二 最大搭載人員が二人以上のものにあつて

その他の身体のバランスを用いて操縦を行う三 ハンドルバー方式の操縦装置を用いるもの ことが必要なものであること。 るものであること。 ト式ポンプを駆動させることによつて航行す 推進機関として内燃機関を使用したジェッ

3 ものをいう。 の航行区域が次に掲げる区域に限定されている 海区域を航行区域とする小型船舶であつて、そ この省令において「沿岸小型船舶」とは、 沿

のの各海岸から五海里以内の水域

6

船の長さ(上甲板の下面における船首材の

2 ことができる。 沿岸小型船舶等であつて、検査機関が当該小

3 当該小型船舶の構造、乾げん、排水設備等を考。 第一項本文の小型船舶であつて、検査機関が いと認める場合は、前項の規定は適用しない。 型船舶の構造、乾げん等を考慮して差し支えな 慮して差し支えないと認めるものには、 コック

二 本州、北海道、四国及び九州並びにこれら に附属する島でその海岸が沿海区域に接する 第八条 前条第一項の規定により設けなければな らない水密甲板の暴露部に設ける倉口、 昇降口

型船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区であつて、その航行区域が平水区域から当該小 域に限定されているものをいう。 舶」とは、沿海区域を航行区域とする小型船舶 この省令において「二時間限定沿海小型船

5 この省令において「検査機関」とは、 庁又は小型船舶検査機構をいう。 管海官

いて使用する用語は、船舶安全法において使用 する用語の例による。 前各項に規定するもののほか、この省令にお

第三条 小型船舶の船体、機関、設備及び属具で ものと同等以上の効力を有すると認めるものに あつて、検査機関がこの省令の規定に適合する 機関の指示するところによるものとする。 (特殊な小型船舶) ついては、この省令の規定にかかわらず、 検査

第四条 潜水船等の特殊な小型船舶であつて、こ が認めるものについては、この省令の規定にか の省令により難い特別の理由があると検査機関 のとする。 かわらず、検査機関の指示するところによるも

第二章 船体

(材料及び構造)

第五条 船体は、適当な材料を使用したものであ り、かつ、航行に十分堪えることができる構造 のものでなければならない。

(工事)

第六条 各部の工事は、 ければならない。 (水密甲板の設置) 良好かつ有効なものでな

第七条 沿海以上の航行区域を有する小型船舶に 構造の甲板にあつては、船首暴露部のみとする下「沿岸小型船舶等」という。) に設ける水密 沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶(以 構造の甲板を設けなければならない。ただし、 は、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密

ピットを設けることができる。

(甲板口のコーミング及び閉鎖装置)

けないことができる 雨密に閉鎖することができるふた板、ターポリ その他の甲板口 差し支えないと認める場合は、コーミングを設 該甲板口に設ける閉鎖装置の構造等を考慮して ン等適当な閉鎖装置を備え付けなければならな て同じ。) には、コーミングを設け、 、。ただし、検査機関が当該甲板口の用途、 (機関室口を除く。 次項にお かつ、 当 風

2 第九条 削除 るところにより減ずることができる。 認める場合は、コーミングの高さをその指示す げん、閉鎖装置等を考慮してさしつかえないと 小型船舶の航行上の条件、甲板口の大きさ、乾しなければならない。ただし、検査機関が当該 小型船舶にあつては百五十ミリメートル以上と ミリメートル以上、沿海区域を航行区域とする 上の航行区域を有する小型船舶にあつては三百 前項のコーミングの甲板上の高さは、近

(機関室口囲壁)

第十条 第七条第一項の規定により設けなければ な囲壁で囲まなければならない。 ならない水密甲板に設ける機関室口は、堅ろう

認めるものについては、この限りでない。 通風筒等の構造等を考慮してさしつかえないと 窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、 ただし、機関の運転中換気のため開放する天 適当な閉鎖装置を備え付けなければならない。 他の開口には、風雨密に閉鎖することができる 前項の機関室口囲壁に設ける窓、出入口その

甲板上の高さについて準用する。 (甲板室及び船楼) 第八条第二項の規定は、前項の開口の下縁

第十一条 第七条第一項の規定により設けなけ する場合は、この限りでない。 又は機関室口が前条の規定に適合する囲壁を有 なものとしなければならない。ただし、機関室 設ける場合は、当該甲板室又は船楼は、堅ろう 板に倉口、昇降口、機関室口その他の甲板口を ばならない水密甲板上の甲板室又は船楼内の甲 口以外の甲板口が第八条の規定に適合する場合

前項ただし書の場合は、この限りでない。 鎖装置を備え付けなければならない。ただし、 の他の開口には、風雨密に閉鎖できる適当な閉 前項の甲板室又は船楼に設ける窓、出入口そ

項ただし書の場合は、この限りでない。 甲板上の高さについて準用する。ただし、 第八条第二項の規定は、前項の開口の下

第十二条 外板(無甲板船にあつては、げん端か ら下方の外板)に設ける窓その他の開口は、水 は、この限りでない。 置等を考慮してさしつかえないと認める場合 密に閉鎖できるものでなければならない。ただ 検査機関が当該小型船舶の乾げん、排水装 第十六条 削除

(放水口及び排水孔)

2 暴露甲板の水のたまりやすい場所には、船外 する場合は、ブルワークに放水口を設けなけれ第十三条 暴露甲板のブルワークがウエルを形成

に通ずる排水孔を設けなければならない。

ければならない。 暴露甲板上の水を排出するのに十分なものでな 放水口及び排水孔の大きさ、数及び位置は、

(水密隔壁の設置)

第十五条 沿海以上の航行区域を有する小型船舶 るところによる。 し支えないと認める場合は、検査機関の指示す 機関が当該船首部の構造、形状等を考慮して差 い。ただし、水密隔壁の位置については、検査 所までの間に水密隔壁を設けなければならな じ。)の○・○五倍の箇所から○・一三倍の箇 までの水平距離をいう。第百二条において同 延長面における船首材の前面から船尾材の後面 ームの上面(無甲板船にあつては、げん端)の 同じ。) には、船首より船の長さ(上甲板のビ (木製船体のものを除く。以下この条において 2

機関室の前端に水密隔壁を設けなければならな 沿海以上の航行区域を有する小型船舶には、 3

3 第二項の隔壁は、水密甲板まで達しさせなけ ばならない。ただし、前項の隔壁にあつて 当該コックピットの床の下面にとどめて差 当該隔壁がコックピットの下にある場合 なければならない。

域を有する小型船舶にあつては、いずれの一区前三項の規定によるほか、近海以上の航行区 るような位置に水密隔壁を配置しなければなら を満足する平衡状態で当該小型船舶が浮んでい 画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件

の開口の下縁よりも下方にあること。 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれ 浸水後のメタセンタ高さが五十ミリメー 以上であること。

> 5 及び沿岸小型船舶等にあつては、前各項の規定 によらないことができる。 の構造等を考慮して差し支えないと認めるもの |旅客船以外の小型船舶であつて検査機関がそ||3|||プロペラ軸その他の機関の運動部分で取扱者|

(隔壁の設置)

第十七条 沿海以上の航行区域を有する木製船体 を設けなければならない。 の小型船舶には、機関室の前端に堅ろうな隔壁

第十八条から第二十条まで 削除

第三章 機関 第一節 通則

(適用)

第二十一条 い機関であると検査機関が認めるものについて舶の推進、排水その他の安全性に直接関係のな 管装置をいう。以下同じ。)であつて、小型船 プロペラ軸系、補助機関、圧力容器、補機及び は、適用しない。 は、次条、第二十五条及び第三十一条の規定 小型船舶の機関(小型船舶の主機、

か、検査機関が適当と認めるところによる。2 圧力容器については、この章の規定によるほ

第二十二条 機関は、その使用目的に応じ適当な 材料を使用したものでなければならない。 (機関の材料)

第二十三条 機関は、容易かつ確実に操作、点検 ならない。 及び保守ができる適当な構造のものでなければ (機関の操作)

な措置を講じなければならない。 る小型船舶には、急発進を防止するための適当 小型船舶に後退力を与えることができるもので 主機は、適当な装置を用いて容易かつ確実に 主機を始動した際に急に発進するおそれのあ

4 遠隔操作装置により主機を操作する小型船舶 関が当該主機の構造等を考慮してさしつかえな け、かつ、当該主機は、手動によつても操作で きるものでなければならない。ただし、検査機 には、その操作場所に必要な計器類を備え付 ができる。 いと認める場合は、当該計器類を省略すること

第二十四条 機関は、取扱者の健康に障害を与え べく漏れないようなものでなければならない。 ができるような通風良好な場所に設置しなけれ るようなガス又は火災の危険のあるガスがなる 機関は、前項のガスを速やかに排出すること

> 4 付けなければならない。 おおい又は囲いを備え付けなければならない。 に傷害を与えるおそれのあるものには、適当な の危険のあるものには、適当な防熱装置を備え 扱者に傷害を与えるおそれのあるもの又は火災 排気管、消音器その他の機関の高熱部分で取

5 場所に設けなければならない。 者が通常使用するものは、使用が容易にできる 機関に取り付けるレバー、弁、コツク等取扱

6 らない。 する排気式機械通風装置を備え付けなければな 画には、爆発を防止するため、十分な能力を有 ガソリンを燃料とする内燃機関を設置した区

7 を始動すべきことを表示しなければならない。 関を設置した区画が十分換気されたのちに機関- 前項の内燃機関の操作場所には、当該内燃機 第二節 主機、補助機関及びプロペラ

(構造)

軸系

は、十分な強さの構造のものであり、かつ、連第二十五条 主機、補助機関及びプロペラ軸系 るものでなければならない。 う。以下同じ。)の状態において円滑に作動す 満載きつ水の状態で航行する状態)で安全に連 続最大出力(計画した状態(主機にあつては、 続使用することができる機関の最大出力をい

第二十六条 内燃機関の気化器は、内燃機関が停 れ、かつ、気化器の空気入口から燃料又は可燃止した場合自動的に燃料油の供給がしや断さ ばならない。 性ガスが漏れないように装置したものでなけれ (内燃機関の気化器)

油が漏れない構造のものでなければならない。は、その最大チルトアツプ角度においても燃料第二十七条 チルトアツプできる構造の船外機 2 (チルトアツプ構造の船外機) 構造の内燃機関については、この限りでない。ない。ただし、バツクフアイヤのおそれのない の空気入口には、金網を備え付けなければなら 内燃機関のシリンダと気化器の間又は気化器

|第二十八条 内燃機関の電気点火装置のケーブル うに敷設しなければならない。 又は油管、油タンク若しくは油と接触しないよ は、完全に絶縁し、かつ、機械的損傷を受け、

(内燃機関の電気点火装置)

2 内燃機関の電気点火装置のコイル及び点火配 爆発性ガスに触れるおそれのない場所

> い構造のものでなければならない。 に設け、又は爆発性ガスによる爆発の危険の

(過速度調速機)

第三十条 主機には、連続最大回転数(連続最大 りでない。 きる過速度調速機を備え付けなければならな おける速度上昇を瞬時に一・二倍以内に制御で 出力の状態における機関の回転数をいう。) 慮してさしつかえないと認める場合は、この限 い。ただし、検査機関が当該主機の構造等を考

(潤滑油装置)

第三十一条 潤滑油装置は、適当な位置に圧力計 場合は、この限りでない。 関の構造等を考慮してさしつかえないと認める ない。ただし、検査機関が当該主機又は補助 に準ずる装置を備え付けたものでなければなら 若しくは油の流動状況が見える装置又はこれら

油こし器)

第三十一条の二 強制潤滑式(ヘッドタンクを用 らない。 う。)には、潤滑油のこし器を設けなければ 進に関係のある補機を駆動する補助機関をい いる方式を含む。)の主機及び主要な補助機関 (発電機を駆動する補助機関及び小型船舶の

(燃料油装置の油受)

型船舶には、燃料油タンクのドレン抜装置、油第三十一条の三 近海以上の航行区域を有する小 こし器その他しばしば解放又は調整の必要があ 等を設けた適当な油受を備え付けなければなら る燃料油装置の下に、油の排出のためのコック

第三十二条 プロペラ軸の軸身が水により腐食さ 身には、適当な防食措置を施さなければならな れるおそれのある場合は、当該プロペラ軸の軸

(プロペラ軸)

2 ペラボスの間は、水が浸入しないよう適当な措 置を講じなければならない。 前項のプロペラ軸のスリーブの船尾端とプロ

第三十三条 ク及び充気装置を備え付けなければならない。 関を主機とする小型船舶には、適当な空気タン ものでなければならない クに接続する部分に弁又はコツクを備え付けた 始動用空気タンクに接続する管は、空気タン 始動に圧縮空気を必要とする内燃機

3 に圧力計を備え付けたものでなければならな 始動用空気タンクは、取扱者の見やすい位置

4 十分な容量の蓄電池を備え付けなければならな 始動に蓄電池を必要とする内燃機関を主機と 当該内燃機関の種類に応じ

補機及び管装置

(構造)

第三十四条 補機及び管装置は、十分な強さの構 に作動するものでなければならない。 造のものであり、かつ、使用状態において円滑

第三十四条の二 計画圧力を超えるおそれのある 管系には、逃し弁又はこれに代わる安全装置を 備え付けなければならない。

(燃料油装置の構造等)

等以上の材料を使用したものであり、かつ、容第三十五条 燃料油タンクは、鋼板又はこれと同 構造のものでなければならない。 易に油量の確認、内部の点検及び掃除ができる 燃料油タンクの注油口及び測深管の開口部 2

鎖できる弁又はコツクを備え付けたものでなけ 種類に応じ適当な材料及び種類のものとし、か燃料油管及びその接手は、使用する燃料油の つ、燃料油タンク壁に連結する部分に確実に閉 ればならない。

スの流通の妨げ又は波浪の侵入のおそれのない排出ガスによる危険のない場所に導き、排出ガ よう装置しなければならない。 燃料油タンクには、空気管を設け、その端を

成しないものでなければならない。 ガソリンの燃料油タンクは、船体の一部を形

動しないように固定しなければならない。 船体の一部を形成しない燃料油タンクは、 移

管、消音器その他の高熱部から十分離し、か第三十六条 燃料油タンク、こし器等は、排気 械及び電気器具に近接して開口部を設けてはな たときに限り、これによらないことができる。 漏油を当該高熱部からしやへいする措置を施し 上これにより難い場合は、適当な防熱措置及び ように配置しなければならない。ただし、配置 つ、当該高熱部の真上に設けることとならない 燃料油タンクの注油口及び測深管は、電気機

(タンク内液量計測装置)

|第三十七条 燃料油タンクの内部 の内部の燃料油が流出するおそ なければならない。 るための装置は、破損により当 備品の名称

2 燃料油タンクには、ガラス油面引火点が摂氏六十度以下の燃

排気管装置

第三十七条の二 関に浸入することを防止するための措置が講じ られたものでなければならない。 有する排気管装置は、当該排気口から海水が機 喫水線付近又は水中に排気口を

(吸入管及び排出管)

|第三十八条 船外から水を吸入する管及び船外へ ならない。 吸入口には、適当なこし網を取り付けなければ ればならない。ただし、検査機関が当該管の配て外板に取り付けた弁又はコツクに連結しなけ水を排出する管は、直接又は適当な器具をもつ は、この限りでない。 置等を考慮してさしつかえないと認める場合 前項の吸入管に連結する弁又はコツクの船外

第四節 備品

堅固なふたで確実に密閉できるものでなけ

(内燃機関の備品)

第三十九条 沿海以上の航行区域を有する小型船 関を有するものには、次の表に掲げる備品を機舶(沿岸小型船舶等を除く。)であつて内燃機 める物にあつては、この限りでない。ならない。ただし、検査機関が必要がないと認 関室又は船内の適当な場所に備え付けなければ

噴射ポンプの動作部 噴射管及び接合金具 品 備品の名称 ネ等をいう。) (プランジャ、 弁 各種の形状及び 区域を有する小を航行区近海以上の航行沿海区域 個分 個 同上 同上 小型船舶 域とする

点火プラグ 般備品)

個

法のもの各

第四十条 小型船舶には、次の表に定める備品を ばならない。ただし、検査機関が必要がないと機関室又は船内の適当な場所に備え付けなけれ 認めるものにあつては、 この限りでない

計を用いてはな	∞斗由を更用する	てれのないもので		の液量を計測す
(う) 、 と が / / ここり 備考	プラグレンチ	プライヤー	レンチ	ドライバー

使用できるものを一組とする。 ドライバー及びレンチにあつては、 各 種 ねじに

第四章 排水設備

(ビルジポンプ等)

第四十一条 近海以上の航行区域を有する小型船 本文の規定によることができる。 て差し支えないと認めるものにあつては、 。 舶には、動力ビルジポンプ及び手動ビルジポン プ各一台を備え付けなければならない。ただ し、検査機関が当該小型船舶の構造等を考慮し 次項

2 る。)は、次項の規定によることができる。 等を考慮して差し支えないと認めるものに限 ただし、 の小型船舶及び検査機関が当該小型船舶の構造 ルジポンプ一台を備え付けなければならない。 平水区域を航行区域とする小型船舶には、 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、 沿岸小型船舶等(総トン数五トン未満

を備え付けなければならない。ただし、検査機ルジポンプ一台又はあかくみ及びバケツ各一個 えないと認める場合は、バケツ一個を備え付け 関が当該小型船舶の構造等を考慮してさしつか ておけばよい。

(ビルジ吸引管等)

第四十二条 小型船舶には、船内の各区画からビ ればならない。 ジ吸引管の配置その他の適当な措置を講じなけ ルジを確実に排出することができるようにビル

2 手動ビルジポンプの吸引管の暴露甲板上の開 ラグ等で水密となるようにしなければならな 口端は、近づきやすい場所におき、ねじ込みプ

第五章 操舵、 係船及び揚錨 の設備

3 2 第四十三条 操舵装置は、 は、 なければならない。 補助の操舵装置を備え付けなければならない。 近海以上の航行区域を有する小型船舶であつ 自動操舵装置を備える小型船舶の操舵装置 自動操舵から手動操舵へ直ちに切り換える 動力による操舵装置を常用するものには、 有効に作動するもので

ことができるものでなければならない

(係船装置及び係船索)

数量

組 組

個 個

> 第四十四条 小型船舶には、 係船索を備え付けなければならない。 (アンカー及びアンカーチェン等) 適当な係船装置及び

第四十五条 小型船舶には、適当なアンカー及び と認める場合は、この限りでない。 舶の航行する航路等を考慮してさしつかえない ればならない。ただし、検査機関が当該小型船 アンカーチエン又はアンカー索を備え付けなけ

第六章 救命設備

(小型船舶用膨脹式救命いかだ) 第一節 救命設備の要件

第四十六条 に掲げる要件に適合するものでなければならな 小型船舶用膨脹式救命いかだは、

二 五メートルの高さ(水面からの高さが五メ 損傷しないものであること。 投下した場合に救命いかだ及びその艤装品が かだにあつては、当該積付場所)から水上に 場合に海上において安定性を有すること。 トルを超える場所に積み付けられる救命い 完全に膨脹して天幕を上にして浮いてい

三 次に掲げる要件に適合する天幕を有するこ

口 暴露による傷害から乗員を保護すること 容易に展張することができること。

ができること

雨水を集める装置を備え付けているこ

非常に見やすい色のものであること

り付けられていること。 つ、救命いかだの外周及び内周に救命索が取1 十分な長さのもやい綱が取り付けられ、か

易に反転させることができること。 上下を逆さにして膨脹した場合に一人で容

六 入口に水中の人がよじ登ることができる装 置が取り付けられている乗込口を二箇所以上 有すること。

くことができるものであること。 る状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮容器に格納したものであり、当該容器内にあ 摩損に耐えられるように作られた袋その他 海上において遭遇する状態における激しい

八 気室は、救命いかだの外側に沿つて配置さ に支えることができる浮力を有するものであ れており、かつ、救命いかだの定員を水面上

	ものであること。	な				あかくみ一個	
	積付場所から水上に投下した場合に損傷し	六 積付	の規定は通名するもの		Ę	4 ナイフ 一個	Δ
	る装置に積み付けるものを除く。)。	る装置	の見ざこ歯合けるようの船舟羽右討伽対貝第三十プタ	作	子 烃 汽 信	結びつけられ	
	(検査機関が適当と認める機械的に進水させ	<u>△</u>	の 表気 に 通名 うるせの	-	至	ートル以上	
	質量は、九十キログラムを超えないこと	五質量	見官の置合するようり、一般才で言作力見会にしまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまってい	Ī	有	名称の数	
	Fに見やすい色のものであること。		汝丨	固	言号证炎	品の経	
	てあり、かつ、安定性を有すること。	有効であ			火せん	なり	
	いずれの側を上にして浮いている場合にも		十七条の	個	小型船舶	- うの表に定める輸製品を備え付けなければなら	
	wいが容易な構造であること。	二取扱	を説明したもの			てつそこぎつう後世元之前に計けなければなっ 第四十八条 小型船船月腹服式羽命いみたにに	
		あ	要な信号の方法及びその意味				
	適正な工作方法及び材料で作られたもので	一適正	と遭難船舶との間の通信に必				
_	合するものでなければなる	要件に適	大臣が告示で定める救命施設			- ************************************	
	四十九条 小型船舶用救命浮器は、次に掲げる	第四十九条	条の規定に基づき、国土交通		説明表	数のうらいずれかいさい数こ等しいものとす プープ・ダニューロニーで限して谷力量フ亜	
	舶用救命浮器)	(小型船	船舶安全法施行規則第六十三	部	救命信号	で余して	
- III	ならない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ければならない	もの			める部分を含む。)の旬責(単立 ・平方センチ	
第	っず、適当なかさばらない形にまとめな	ればなら	十九条の四の規定に適合する			(スナート	
_	、きる限り小さくかつ軽量なものでなけ	品は、で	看			ンメートル)を八十五で余して导こ最大。	
	- すべての小型船舶用膨脹式救命いかだの艤装	2 すべて	船舶救命設備規則(昭和四十	二個	保温具	トの占める部分を余く。)の容責(単立・肝肝・ア半頭に乗りる参加(三种)で	
	定着を要しない。	は、定差			具	し	
	浮くことができる容器に収容するものにあつて	浮くこと	* 査	式	応急医療	第四十七条 小型船舶用膨脹式換命ハかだの定員	
	ならない。ただし、水上に三十分以上	なけれげ			号器	主船舶用膨脹	
	ら小型船舶用膨脹式救命いかだに定着し	つ、当該			言み品を	十五 定員は、四人以上であること。	
	いかだの艤装品は、適当な容器に収納し、か	いかだの		-	り フ 旨 1	と。	
		第四十八条		- -	育又よ司	囲の温度を通じて使用することができるこ	
	(小型船舶用膨脹式救命いかだの艤装品の定着)	(小型船:		固	コップ	十四 摂氏四十度から摂氏零下二十度までの範	
,	付けることを要しない。	付けるこ				と。	
	小型船舶用膨脹式救命いかだに限る。)を備え	小型船舶	´ ッことができる。	Бі. 1J		これらに類似する形状を有するものであるこ	
5 A	の航行区域とする小型船舶に備え付ける	水区域を航行区	<u>·</u> 海水	9 ()		十三 膨脹した状態において円形、だ円形又は	
2	数五トン以上の旅客船を除く。)又は平	(総トン数五ト	たし、検査機関が適当と認			ものであること。	
,	火せん及びレーダー反射器(沿岸小型船舶等	火せんな	一水密容器に入れた清水。ただ	定員	飲料水	十二 検査機関が適当と認める材料及び構造の	
	日光信号鏡、海面着色剤並びに小型船舶用	灯、日光		ル		付けられていること。	
. \-	保	弋		ジュ		めに使用することができるような装置が取り	
2.5	コップ、笛又は同等の音響信号器、応急	料水、コ	п.	十 キ		十一 充気ポンプ又はフイゴを圧力の維持のた	
٠	膨脹	型船舶用膨脹	五.	三百			
第	行区	を	<u>千</u> 密容	り 三			
	規「	2 前項の	たで、水密容器に格納された			合するもの)及び充てん装置は、気室の外側	
ميايد			一検査機関が適当と認めるもの	定員	救難食糧	(昭和二十六年法律第二百四号)の規定に適	
. Do	一個 効果的なもの	海面着色				を充てんするための容器(高圧ガス保安法	
рг		反射器				圧ガスを使用する場合にあつては、高圧ガス	
2	- 一個 効果的なもの	レーダー		個		により自動的に膨脹するものであること。高	
,I.	の規定に適合するもの	鏡	入れたもの			引くことその他同様に簡単かつ効果的な方法	
	個	日光信号	具を袋その他の容器			十 人体に対して無害な気体を使用して、索を	
	ばならない。		気室の破損を修理するため必	一式		九 床は、防水性のものであること。	
j.	水密容器に入れておかなけれ			二本	かい	るものを除く。)。	
			命いかだに取り付けたもの		ンカー	と認める機械的に進水させる装置に積み付け	
	の規定に適合するもの。予備	灯	効果的なもので、恒久的に救	個	シー・ア	キログラムを超えないこと(検査機関が適当	
1.		水密電気		個	スポンジ	八の二 質量は、容器及び艤装品を含めて九十	

こと。 激な強度劣化及び浮力変化のないものである 通常の環境条件及び油又は油製品により急

八 十分な長さのもやい綱が取り付けられ、か つ、外周に救命索が取り付けられているこ

2 膨脹により浮力が得られる小型船舶用救命浮 条第七号、第十号及び第十四号に掲げる要件に 器は、前項各号に掲げる要件のほか、第四十六

適合するものでなければならない。

(小型船舶用救命浮器の定員)

九 定員は、四人以上であること。

R五十条 小型船舶用救命浮器の定員は、淡水中 に等しいものとする。 で除して得た最大整数のうちいずれか小さい数辺の長さ(単位 センチメートル)を三十・五 グラム)を七・五で除して得た最大整数又は周 で支えることができる鉄片の質量 (単位 キロ

2 前項の規定にかかわらず、水面上に人員を有 効に支えることができる構造の小型船舶用救命 浮器の定員は、次の各号に掲げる数の合計に等 しいものとする。

前項の規定により算定した数

数のうちいずれか小さい数 最大整数又は床の面積(単位 平方センチメ 位 ニュートン)を八百三十五で除して得た における当該小型船舶用救命浮器の浮力(単 五キログラムのもの)を淡水中で支えた状態 前号に掲げる数の鉄片(一個の質量が七・ ・トル)を三千七百二十で除して得た最大整

(小型船舶用救命浮環)

R五十一条 小型船舶用救命浮環は、次に掲げる 要件に適合するものでなければならない。 適正な工作方法及び材料で作られたもので

二 取扱いが容易な構造及び寸法のものである あること。

三 七・五キログラムの質量の鉄片を淡水中で 二十四時間以上支えることができること。 非常に見やすい色のものであること。

五 五メートルの高さ(水面からの高さが五メ トルを超える場所に積み付けられる救命浮

下した場合に損傷しないものであること。 環にあつては、当該積付場所)から水上に投 激な強度劣化及び浮力変化のないものである 通常の環境条件及び油又は油製品により急

外周に沿つてつかみ綱が取り付けられてい

(小型船舶用救命浮輪)

第五十二条 要件に適合するものでなければならない。 七・五キログラムの質量の鉄片を淡水中で 小型船舶用救命浮輪は、次に掲げる

第七号に掲げる要件 三時間以上支えることができること。 前条第一号、第二号、第四号、第六号及び

3

号に掲げる要件に適合するものでなければならき輪は、前項各号に掲げる要件のほか、次の各態脹により浮力が得られる小型船舶用救命浮

に投下した場合に速やかに自動的に膨脹する 容器及び充てん装置は、 人体に対して無害な気体を使用して、水上 適当に保護されて

(小型船舶用救命胴衣)

第五十三条 要件に適合するものでなければならない。 適正な工作方法及び材料で作られたもので 小型船舶用救命胴衣は、 次に掲げる 5 4

三 容易に着用でき、かつ、誤つた方法で着用 身体によくなじむ構造であること。 軽量でかさばらず、かつ、柔軟で着用者の

なく、かつ、なるべく通気性がよいものであ』 着用した状態で船内活動を行うのに支障が されないように作られたものであること。

時間以上支えることができること。 キログラム)の質量の鉄片を淡水中で二十四重が十五キログラム未満の小児用のものは四 ラム未満の小児用のものは五キログラム、体 舶用救命胴衣にあつては、体重が四十キログ 未満のものをいう。以下同じ。)用の小型船 七・五キログラム(小児(一歳以上十二歳

非常に見やすい色のものであること。 通常の環境条件及び油又は油製品により急

激な強度劣化及び浮力変化のないものである 2

となるように作られたものであること。 体が垂直よりも後方に傾き、安全な浮遊姿勢 水中において、顔面を水面上に支持し、身

られていること。 耐食性材料で作られた笛がひもで取り付け

る要件に適合するものでなければならない 衣は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げ 膨脹により浮力が得られる小型船舶用救命胴

2

引くことその他同様に簡単かつ効果的な方法 により自動的に膨脹するものであること。 人体に対して無害な気体を使用して、索を

り付けられていること。 着用した状態で口で充気できる給気口が取

三 充てん装置は、適当に保護されているこ

る要件のほか、次に掲げる要件に適合するもの れる小型船舶用救命胴衣は、第一項各号に掲げ でなければならない。 固型浮体及び膨脹した気室により浮力が得ら

とができること。 量の鉄片を淡水中で二十四時間以上支えるこ 気室に充気しない状態で六キログラムの質

面上に支持できるものであること。 充気できる程度に、水中において、顔面を水 気室に充気しない状態で、口で給気口から

項第六号及び第九号の規定は、適用しない。 み付ける小型船舶用救命胴衣については、第 造等を考慮して差し支えないと認めるものに積検査機関が当該小型船舶の航行上の条件、構 第二項の規定によるものに限るものとする。 三 着用した状態で、容易かつ、迅速に口で充 気できる給気口が取り付けられていること。 小児用の小型船舶用救命胴衣は、第一項又は

掲げる要件に適合するものでなければならな第五十四条 小型船舶用救命クッションは、次に (小型船舶用救命クッション)

二 取り扱いが容易な構造及び寸法であるこ あること。 適正な工作方法及び材料で作られたもので

2

三 七・五キログラムの質量の鉄片を淡水中で

二十四時間以上支えることができること。

Ŧ. 化のないものであること。 又は油製品により急激な強度劣化及び浮力変 通常の環境条件、着座等の使用条件及び油 非常に見やすい色のものであること。

六 外周に沿つてつかみ部が設けられているこ

み付ける小型船舶用クッションについては、前造等を考慮して差し支えないと認めるものに積 項第四号の規定は、適用しない。 検査機関が当該小型船舶の航行上の条件、 構

掲げる要件に適合するものでなければならな第五十四条の二 小型船舶用浮力補助具は、次に (小型船舶用浮力補助具)

> 二 水中において、着用者が安全に呼吸するこ とができるものであること。 で二十四時間以上支えることができること。 五・八五キログラムの質量の鉄片を淡水中

び第七号に掲げる要件 第五十三条第一項第一号から第四号まで及

ځ

2 三条第二項各号に掲げる要件に適合するもので 助具は、前項各号に掲げる要件のほか、第五十一膨脹により浮力が得られる小型船舶用浮力補 なければならない。

第五十五条 発炎式の小型船舶用自己点火灯は、 次に掲げる要件に適合するものでなければなら (小型船舶用自己点火灯)

ができること。 し、風浪中においても正しい姿勢を保つこと水上に投下した場合に直ちに自動的に発光

の光を十五分以上連続して発することができ 上方のすべての方向に一・五カンデラ以上 ること。

装置)

投下した場合にその機能を害しないものであ火灯にあつては、当該積付場所)から水上に ること。 九メートルの高さ(水面からの高さが九メ トルを超える場所に積み付けられる自己点

兀 なく、かつ、不時に発火しない品質のもので 保存に耐え、点火に危険がなく、爆発性が あること。

電池式の小型船舶用自己点火灯は、次に掲げ き輪に連絡することができること。 小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮

る要件に適合するものでなければならない。 い構造のものであること。 水密が完全であり、かつ、周囲に引火しな

げる要件 前項第一号から第三号まで及び第五号に掲

(小型船舶用自己発煙信号)

第五十六条 小型船舶用自己発煙信号は、次に掲 げる要件に適合するものでなければならない。 見やすい色の煙を五分以上連続して発するこ とができること。 から視認することができる十分な量の非常に しながら二海里離れた高さ千メートルの箇所点火して水上に投下した場合に水面に浮遊

前条第一項第三号から第五号までに掲げる

(小型船舶用火せん)

第五十七条 小型船舶用火せんは、次に掲げる要 件に適合するものでなければならない

火二個以上を五秒以上発することができるこ において爆発し、八千カンデラ以上の赤色星 より上昇し、おおむね高さ百メートルの箇所 ロケツト作用その他これに相当する方法に

二 保存に耐え、点火に危険がなく、爆発性が なく、かつ、不時に発火しない品質のもので あること。

三 使用の際危険を生じないものであること。 (小型船舶用信号紅炎)

第五十七条の二 小型船舶用信号紅炎は、次に掲 げる要件に適合するものでなければならない。 続して発することができること。 四百カンデラ以上の紅色の炎を一分以上連

(小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識 前条第二号及び第三号に掲げる要件

第五十七条の三 小型船舶用衛星利用非常用位置 指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合す るものでなければならない。

要な信号を有効確実に発信できるものである 非常の際に衛星及び付近の航空機に対し必

合に損傷しないものであること。 つ、五メートルの高さから水上に投下した場 水密であり、水上に浮くことができ、 か

三 信号を発信していることを表示できるもの であること。

のであること。 手動により作動の開始及び停止ができるも

五. لح 浮揚性の索が取り付けられたものであるこ

六 誤作動を防止するための措置が講じら

七 二十四時間以上連続して使用することがで いるものであること。 きるものであること。

なく確認できるものであること。 適正に作動することが衛星を利用すること

九 操作方法が装置本体に簡潔に表示されてい ること。

第五十七条の四 小型船舶用レーダー・トランス なければならない。 ポンダーは、次に掲げる要件に適合するもので (小型船舶用レーダー・トランスポンダー) 十 非常に見やすい色のものであること。

- できるものであること。 ーダーに対し有効かつ確実に応答することが 非常の際に付近の他の船舶又は航空機のレ
- 二 非常の際に未熟練者でも使用することがで
- 三 レーダーに応答したことを可視又は可聴の 手段により示すことができるものであるこ
- ること。 待機状態であることが表示できるものであ
- 以上連続して応答することができるものであ ること 四十八時間の待機状態を続けた後、八時間 2
- 号及び第十号に掲げる要件 前条第二号、第四号から第六号まで、 第九
- 第五十七条の五 小型船舶用捜索救助用位置指示 送信装置は、次に掲げる要件に適合するもので (小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置)

なければならない。

- 確実に発信できるものであること。 舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船
- 手段により示すことができるものであるこ 信号を発信していることを可視又は可聴の
- 三 四十八時間以上連続して使用することがで きるものであること。
- 掲げる要件 まで、第九号及び第十号並びに前条第二号に 第五十七条の三第二号、第四号から第六号

第二節 救命設備の備付基準

(救命設備の備付数量)

- 舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなけれ第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船
- 舶用膨脹式救命いかだ 最大搭載人員を収容するため十分な小型船
- 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣
- 小型船舶用救命浮環 二個
- 小型船舶用自己点火灯 一個
- 小型船舶用火せん 四個 小型船舶用自己発煙信号 一個
- 規定に適合するもの) 二個 信号紅炎(船舶救命設備規則第三十五条の
- 八 発煙浮信号(船舶救命設備規則第三十六条 の規定に適合するもの) 二個
- 識装置(当該小型船舶のうち旅客船又は船舶 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標

- <u>ن</u> () ものに限る。第六十三条第二項において同 舶救命設備規則第三十九条の規定に適合する 型衛星利用非常用位置指示無線標識装置(船 定める船舶に該当するものにあつては、浮揚 設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で
- は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又
- あつては、一個) 以下同じ。) 二個(旅客船以外の小型船舶に 設備規則第四十一条の規定に適合するもの。 持運び式双方向無線電話装置(船舶救命
- までの規定(沿岸小型船舶にあつては、第六号 以上の旅客船を除く。)は、第三号から第八号 の規定を除く。)に代えて第四項第三号及び第 四号の規定によることができる。 い。ただし、沿岸小型船舶等(総トン数五トン に掲げる救命設備を備え付けなければならな 沿海区域を航行区域とする小型船舶には、 3
- 舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮最大搭載人員を収容するため十分な小型船 小型船舶(次に掲げるものに限る。)にあつ以上の旅客船を除く。)及び二時間限定沿海 器。ただし、沿岸小型船舶(総トン数五トン ては、この限りでない。
- 総トン数五トン未満のもの
- の又は非常の際に付近の船舶その他の施設く。)若しくは平水区域のみを航行するも 里以内の水域(沿海区域以外の水域を除 が沿海区域に接するものの各海岸から五海九州並びにこれらに附属する島でその海岸 設備であつて国土交通大臣が定めるものを く。)であつて、本州、北海道、四国及び 備え付けているもの に対し必要な信号を有効確実に発信できる 総トン数五トン以上のもの(旅客船を除
- 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣 小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮
- 五四 小型船舶用自己点火灯 小型船舶用自己発煙信号 一個 一個
- 船舶の通信設備等を考慮して差し支えないと く。) については、検査機関が当該沿岸小型 型船舶(総トン数五トン以上の旅客船を除 認める場合は、検査機関の指示するところに 小型船舶用火せん 二個。ただし、沿岸小

- 八 発煙浮信号(船舶救命設備規則第三十六条 信号紅炎(船舶救命設備規則第三十五条の
- 九 の規定に適合するもの) 一個
- 識装置 一個 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標
- 交通大臣が定めるものを備え付けている小型一個(同様の機能を有する設備であつて国土 船舶を除く。 は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 小型船舶用レーダー・トランスポンダー又
- る。) 客船又は国際航海に従事する小型船舶!-一 持運び式双方向無線電話装置 一個 に限が
- には、前項第九号から第十一号までに掲げる救の瀬戸内をいう。)に限定されている小型船舶 び航行区域が瀬戸内(特殊貨物船舶運送規則前項の規定にかかわらず、沿岸小型船舶等及 命設備を備え付けることを要しない。 (昭和三十九年運輸省令第六十二号) 第十六条
- 4 上の旅客船には、次に掲げる救命設備を備え付 平水区域を航行区域とする総トン数五トン以 なければならない。
- のみを航行するものにあつては、二十五パー最大搭載人員の五十パーセント(湖川港内 脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器 セント)を収容するため十分な小型船舶用膨
- 二 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣 は小型船舶用救命クッションを備え付ければ十パーセントに対する小型船舶用救命胴衣又 備え付けたものについては、最大搭載人員の 膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を 大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用 又は小型船舶用救命クッション。ただし、最
- 三 小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮
- 5 兀 平水区域を航行区域とする小型船舶(総トン する小型船舶以外の小型船舶に限る。) 小型船舶用信号紅炎 二個 (川のみを航行

数五トン以上の旅客船を除く。)には、次に掲

げる救命設備を備え付けなければならない。 備え付けたものについては、この限りでな 膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を 又は小型船舶用救命クッション。ただし、最最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣 大搭載人員を収容するため十分な小型船舶用

- 二 前項第三号及び第四号に掲げる救命設備 救命浮器を備え付けた小型船舶にあつては、こ だし、実際に搭載する人員を収容するため十分 クッション)を備え付けなければならない。た 衣(平水区域を航行区域とする小型船舶にあつ する人員が最大搭載人員を超えるものには、 の限りでない。 な小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用 の超える人員と同数の追加の小型船舶用救命胴 ては、小型船舶用救命胴衣又は小型船舶用救命 小児を搭載する小型船舶であつて実際に搭載 そ
- ればならない。 の小児用の小型船舶用救命胴衣を備え付けなけ 項及び第四項から前項までの規定により備え付 小児の体重を考慮して適当と認める種類及び数 いときは、検査機関が当該小型船舶に搭載する ける小型船舶用救命胴衣が小児の使用に適さな 小児を搭載する小型船舶には、第一項、
- 舶用浮力補助具を備え付けることができる。 又は小型船舶用救命クッションに代えて小型船ないと認める場合に限り、小型船舶用救命胴衣 舶の航行上の条件、構造等を考慮して差し支え を除く。)については、検査機関が当該小型 平水区域を航行区域とする小型船舶(旅客船 係留船については、管海官庁が当該係留船の
- ることができる。 係留の態様を考慮して適当と認める程度に応じ て第二項から第七項までの規定の適用を緩和す

(再帰反射材)

- 第五十八条の二 小型船舶に備え付ける小型船舶 取り付けなければならない。 規則第四十二条の二の規定に適合するもの)を と認める方法により再帰反射材(船舶救命設備 船舶用救命胴衣、小型船舶用救命クッション及 型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪、小型 用膨脹式救命いかだ、小型船舶用救命浮器、 び小型船舶用浮力補助具には、検査機関の適当 小
- 用クッション及び小型船舶用浮力補助具につい 行上の条件を考慮して差し支えないと認めるも のに積み付ける小型船舶用救命胴衣、小型船舶 ては、適用しない。 前項の規定は、検査機関が当該小型船舶の

第三節 救命設備の積付方法

救命浮器 (小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用

第五十九条 型船舶用救命浮器は、 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小 非常の際に容易かつ迅 速

により積み付けなければならない。 に使用できるよう検査機関が適当と認める方法

(小型船舶用救命浮環及び小型船舶用救命浮き

第六十条 きるように積み付けなければならない。 命浮き輪は、容易かつ迅速に取り扱うことがで 小型船舶に積み付ける小型船舶用救命浮環及 小型船舶用救命浮環及び小型船舶用救

第六十一条 できるように船内の適当な場所に積み付けなけ 浮力補助具は、容易かつ迅速に取り出すことが 揚性の救命索を取り付けなければならない。 び小型船舶用救命浮き輪には、十分な長さの浮 (小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助 小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用

関が認める場合は、これを積み付けた旨を表示 示し、かつ、着用方法の説明書を船内の見やす 具を積み付けた場所にはその旨を明りように表 することを要しない。 積み付けた場所が明らかに視認できると検査機 型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具を い場所に掲示しなければならない。ただし、小 ればならない。 小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助 小型船舶用救命浮器

定員

第六十二条 り出せるように積み付けなければならない。 型船舶用救命浮き輪の近くに、かつ、容易に取 用自己発煙信号は、小型船舶用救命浮環又は小 (小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識 小型船舶用自己点火灯及び小型船舶 浮輪 小型船舶用救命胴衣

(信号装置)

第六十三条 かだのいずれか一隻又は小型船舶用救命浮器の うに積み付けなければならない。 いずれか一個とともに使用することができるよ 信装置は、非常の際に小型船舶用膨脹式救命い ポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送 無線標識装置、小型船舶用レーダー・トランス 小型船舶用衛星利用非常用位置指示 用火せん、信号紅炎 灯、 **発煙信号、小型船舶**

検査機関が適当と認める方法により積み付けな は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 ればならない。

(救命設備の迅速な利用)

第六十三条の二 救命設備は、航海中いかなる時 ことができるようにしておかなければならな にも良好な状態を保ち、かつ、直ちに使用する (消防設備の要件)

第四節 救命設備の表示

(表示)

第六十四条 すい場所に、明りようかつ耐久的な文字で表示 は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、見や 次の表の上欄に掲げる救命設備に

なければならない。

		小型船	い型か船	又い型	又い型	又い型
		舶用膨脹式救	だを格納す	容だ舶器を用格膨	器 を 用 格 膨	器 を 用 格 膨
五. 匹	五匹		二一五四	三二一五四	四三二一五四	五四三二一五四
製造者名	造造者	者 番	製造番号	番 年	者番年 者番	方 者 番 年

及び小型船舶用救命は船舶番号及び船籍港又は小型船舶用救命浮環搭載する小型船舶の船名又 定係港 は定係港 製造年月 製造者名 製造番号

小型船舶用自己点火製造年月 舶用浮力補助具 |ッション及び小型船||者名 小型船舶用救命夕名、 の範囲(小児用の小型船舶 用救命胴衣に限る。) 二 着用できる小児の体重 4

炎及び発煙浮信号 第七章 消防設備

小型船舶用信号紅

小型船舶用自己

を有する小型船舶にあつては、

前二項の消火器

推進機関を有しない小型船舶及び船外機のみ

個を減ずることができる。

第六十五条 小型船舶用液体消火器及び小型船舶 告示で定める要件に適合するものでなければな 用粉末消火器は、それぞれその能力等について

第六十六条から第六十九条まで 削除

第七十条 備え付けなければならない。 は、次に掲げる消防設備を消火上有効な場所に 近海以上の航行区域を有する旅客船に

- とができる消火装置 船内の主な区画いずれにも射水が達するこ
- 火性ガスを消火剤として使用する消火装置 機関室内を有効に消火することができる鎮
- この条において同じ。) 五個 消火器(それぞれ自動拡散型のものを除く。 小型船舶用液体消火器又は小型船舶用粉末
- 色の消防用バケツ又は手おけ(以下「赤バケツ 等」という。) を消火上有効な場所に備え付け 消火器又は小型船舶用粉末消火器及び外面が赤 表の中欄及び下欄に掲げる数の小型船舶用液体 表の上欄に掲げる航行区域に応じ、それぞれ同 なければならない。 沿海以下の航行区域を有する旅客船には、次

名又は船舶番号及び船籍港 搭載する小型船舶の船 航行区域消火器の数 沿海区域四個(沿岸小型船二個 平水区域二個 舶等にあつては、 二個) 等にあつては、 赤バケツ等の数 個 (沿岸小型船舶

搭載する小型船舶の船 航行区域 る数の小型船舶用液体消火器又は小型船舶用粉 欄に掲げる航行区域に応じ、同表の下欄に掲げ ばならない。 末消火器を消火上有効な場所に備え付けなけれ 小型船舶(旅客船を除く。)には、 消火器の数 次表の上

船舶番号又は船舶所有 沿海区域 平水区域 近海以上の航行区域四個 つては、二個) 個 一個(沿岸小型船舶等にあ

5 等(第二項の規定により備え付けるものを除 型船舶(係留船を除く。)であつて、赤バケツ 船を除く。)又は平水区域を航行区域とする小 は第三項の消火器一個を減ずることができる。 く。)を備え付けるものにあつては、第二項又 (可燃性ガス検定器) 沿岸小型船舶等(総トン数五トン以上の旅客

第七十条の二 海洋に流出した油を回収するため の装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張

> を備え付けなければならない。 定める要件に適合する一個の可燃性ガス検定器 の用に供する船舶には、 機能等について告示で

(無人の機関室の消防設備)

装置を備え付けなければならない。 を設置した通常乗組員が近づかない機関室に は粉末消火器又は検査機関が適当と認める消火 は、当該機関室の容積、機関の配置等を考慮し て、十分な数の自動拡散型の液体消火器若しく 遠隔操作装置により操作される主機

2 合は、第七十条第一項から第三項までの消火器 しくは粉末消火器又は消火装置を備え付けた場 前項の規定により自動拡散型の液体消火器若 個を減ずることができる。

(消防設備の迅速な利用)

第七十二条 ち、かつ、直ちに使用することができるように しておかなければならない 消防設備は、常に良好な状態に保

(船体の防火措置) 第七章の二 防火措置

第七十二条の二 内燃機関等に接近していて燃焼 板等難燃性の材料で保護する等適当な措置を講 のおそれがある船体の部分及び構造物は、金属 じなければならない。

(旅客船の防火措置)

第七十二条の三 旅客船は、その航行区域に応 じなければならない。 じ、告示で定める要件に適合する防火措置を講

第七十三条及び第七十四条 削

(最大とう載人員) 第八章 居住、 衛生及び脱出の設備

第七十五条 小型船舶の最大とう載人員は、 各号のうちいずれか小さい数とする。 次の

二 検査機関が十分と認める乾げん及び復原性 とのできる乗船者の数 乗船者のとう載にあてる場所に収容するこ

2 は、前項の数を減じて乗船者の数を定めること 検査機関は、次の各号の一に該当する場合に を保持できる最大限の乗船者の数

季節又は当該小型船舶の航路等を考慮して

ができる。

一 船舶所有者が居室の等級の設定等の理由に より前項の数より小さい数を希望する旨を申 し出た場合 必要と認める場合

(搭載人員の算定)

第七十六条 前条第一項第一号の乗船者の搭載に 充てる場所に収容することのできる乗船者の数

より算定した収容数の合計数とする。 は、当該搭載に充てる場所について次の各号に 航行区域とする小型船舶にあつては、舶、二時間限定沿海小型船舶及び平水 積で除して得た最大整数に等しいものとす に掲げる区分により同表下欄に掲げる単位面座席の収容数は、その面積を次の表の上欄 寝台の収容数は、 椅子席の収容数は 区分 舶船型小の外以船 .区域とする小型船舶にあつては、○・四二時間限定沿海小型船舶及び平水区域を・ル)を○・四五(旅客船以外の小型船 船 客 沿 近海以上の航行区 舶 時間限定沿海小型船 間限定沿海小型船 する小型船舶(二時 舶小有区の海 有する小型船舶 海以下の航行区域 有する小型船舶 行区域とする小型船 舶及び平水区域を航 を除く。) 海 区 型す域航以 域を航行区 を 行 一個につき一人とする。 その正面 航 舫 る 小 時行 満 時 る 行 舶 で間十間 舶 で間十 小 子 一域と |域を 型あ未四が定 型あ以四が定 0 0 単 0 C C (平 方 0 五. \bigcirc 五. 五. トル メ 五. 積 位 兀 兀 面 Ŧi 第八十条 2 3 5 3 2 第七十七条 乗船者をとう載する場所は、操船の 第七十九条 船内の見やすい箇所及び船外から見 2 第七十八条 寝台は、十分な広さのものでなけれ かつ、 さく欄、保護索その他の保護装置を設けなけれ ならない。 高速艇には、立席を設けてはならない の設備を設けなければならない。 妨げにならないように配置しなければならな 兀 ばならない 支えないと認める場合は、 れる質量を表示しておかなければならない。た び当該乗船者の数に乗船者一人当たりの質量と 当該場所に収容することのできる乗船者の数及 かなければならない。 やすい箇所には、最大とう載人員を表示してお ル以上の空間を設けなければならない。 あつて船の傾斜により移動しないものであり、 トル以上の腰掛及び適当な背当よりなるもので 海小型船舶にあつては、この限りでない。 時間が三時間未満であるもの及び二時間限定沿 席を設けなければならない。ただし、航行予定 席を設けなければならない。 居室及び最大搭載人員を収容できる寝台又は座 だし、検査機関が用途、構造等を考慮して差し して検査機関が適当と認めるものを乗じて得ら (最大搭載人員等の表示) ばならない。 最大搭載人員を収容できる寝台、座席又は椅子 (寝台、座席及び椅子席) (搭載場所の設備) (保護装置) (総トン数五トン以上であるものに限る。) 及び 座席には、 0 旅客を搭載する場所には、見やすい箇所に、 椅子席は、幅、奥行それぞれ四十センチメー 検査機関が構造、速力等を考慮して指定する 沿海区域を航行区域とする旅客船には、 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、 乗船者を搭載する場所には、採光通風のため 等しいものとする。 立席の収容数は、 トル)を○・三○で除して得た最大整数に 腰掛の前面には、距離三十センチメート で除して得た最大整数に等しいものとす | 2 乗船者が通常歩行する暴露甲板には、 適当な高さの空間を設けなければ その面積 この限りでない (単位 平方メ 居室 第八十二条 第八十一条の二 旅客船に備え付ける家具及び備 2 第八十一条 小型船舶には、乗船者が混雑するこ 3 条において同じ。)には、次の各号の表に定め により移動防止のための適当な措置を講じなけ 出入口をふさぐおそれのあるものには、 品であつて、小型船舶の傾斜等により移動し、 いと認める場合は、この限りでない。 当該小型船舶の構造等を考慮してさしつかえな となく速やかに脱出することができる脱出設備 防のための設備を設けなければならない。 めの設備を設けなければならない。 ろうなさく欄を取り付ける等船外転落防止のた 灯、黄色閃光灯、引き船灯、緑灯及び白灯を備 には、マスト灯、舷灯、船尾灯、停泊灯、 する小型船舶であって昼間のみを航行するもの る航海用具を備え付けなければならない。ただ ればならない。 入口による安全な脱出を確保するため、 を明りように表示しなければならない。 を設けなければならない。ただし、検査機関が 索及びだ柄には、 (家具等の移動防止) をとう載する場所を含む。)には、げん側に堅 (航海用具の備付け) (脱出設備) 旅客の接近しやすい場所にある操舵鎖、操舵 旅客をとう載する暴露甲板(無甲板船の旅客 行けることを要しない。 脱出設備には、目につきやすい箇所にその 型船舶をいう。 沿岸小型船舶等又は平水区域を航行区域と 号鐘 航海 非自航船(推進機関及び帆装を有しない小 第九章 航海用具 の小型船舶に対するもの 具 用 称名 小型船舶(係留船を除く。以下この 近海以上の 数量 汽船 航行区域 個 適当なおおいをする等危害予 帆船 以下同じ。)及びろかい舟以 個 汽船 沿海区域 個 帆船 個 平水区域 汽船 当該出 留金等 個 帆船 個 摘要 つに等圧音

ラ オジ	自 具器るきでがとこるす定測を力速の船				気 計 圧	双 鏡 眼	
1					— 個	_	
	—————————————————————————————————————						
	<u> 10</u>					_	
台 一					1	個	
台 							
	'					'	
					I		
又帯波中	とこるあでのもるめ認と当適が関機 を	とこるあ	でのもるめ	の認と当適が	検 関機 _杏		いなし要を
	<u>u</u>	0			<u></u>		0
備設信通な	効有他のそ舶船るえ備を等信電線無 一	とこるあゴスパン	のもな能す	可がとこる。	け信 受を	送放	の帯波短は
		_					
		<u>個</u>					
		個					
		個					
		個					
		I					
 こいつに等能	機とこるあでのもるめ認と当適が関	機査検	いなし要を	ととこるけん	ナえ 備 は	に舶	船るえ備を

	マス
-	_
	固
1	固
上以ルトーメニ十長全灯トスマ種二第は又灯トスマ種一第はてつあに船汽の上以ルトーメ十二長全	いな
ルトーメニ十長全灯トスマ種三第は又灯トスマ種二第灯トスマ種一第はてつあに船汽の満未ルトー	× + =
船とこるすと灯トスマ種四第は又灯トスマ種三第灯トスマ種二第灯トスマ種一第はてつあに船汽	の満未

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	_	
	対	
 ک	こるすと灯魃種二第は又灯魃種一第はてつあに舶船型小の上以ルトーメニ十長全	いならなばれけなけ
_		
 全	<u>ー</u> るきでがとこるす用代てつもを個一灯色両種一第はてつあに舶船型小の満未ルト	 メ十二長全しだた
_		
種	一第しだたと。こるすと灯 越種 三第は又灯 越種 二第灯 越種 一第はてつあに舶船型小の 灯尾	満 未 ルトーメ 一十 長
	_	
	個	
	個	
	個	
	第 とこるすと灯尾船種二第は又灯尾船種 るきでがとこるす用代てつもを個一灯色	而稱一節以又紅名声

紅 <u></u>	停 灯 淮
<u>一</u> 	
	值
	值
	個
	值
<u>一</u> 	
一	集とこるすと灯白種二第は又灯白種 _
え備はにのもるめ認といなえ支し差てし慮考を等路航るす行航の舶船	1型小該当が課機査検てつあで舶船型 灯光関色
	—————————————————————————————————————
	1
	 個
	1
	 色紅種三第 いなし要をとこるけ付

	黄 灯光 閃色	
	_	
	個	
	<u> </u>	
	— 個	
	I	
	固	
け付え備はに船汽の外以艇ンョシックアエーとこ	こるすと灯光 既色 黄種二第は又灯光 既魚 黄種一第 いな物象形形球色	: L
	三個	
-		
	三	
	三個	
	三個	
	三	
	三	
未ルトーメニ十長全 とこるあでのもるす合適に	こ件要るめ定で示告ていつに等さき大 いなし要をとこ	. る
		. Atte
にのもるの認といなえ文し差しし慮考を寺路机無物象形形いす円色	す行航の舶船型小該当が関機査検てつあで舶船型小の) 一
I		
_		
個		
I		
個		
るす合適に件要るめ定で示告ていつに等さき大	いなし要をとこるけ付え備を部一は又部全のそはてこ) あ

:	汽笛				
	_				
	個				
	個				
	個				
	個				
	<u></u> 個				
るめ定で示告ていつに等圧音	いなし要をとこる 	け付え備はに船帆い	ハなし有を	関機進推と	こるあでのも
い。なし要をとこるけ付	一 一 一	選 ま ル ト ト メ ニ 土 非	= 	スキでのもっ	なる 海に 併 亜
<u>い。なし女をここなり刊</u>		個本ルドーグニーコ	X ± 2, C		旗号信際
					M 旗 二 C
					N 旗 二 C
					N
					旗二区
					I
	 ゛れ け な け 付 え 備 を が	無号信るす対に字符	のそは海船	- 船型小るする	<u> </u>
•			図		
			式		
			一 式		
			一式		
			_		
			式		
			1		
シ 備 を 置 荘 示 害 超 恃 図 海 子 雲	スナヘ滴に供要るめ	完で云 生 て いっ に ^を		わし曲をして	・るけ付う借け

サナなけんばなっない。 ニニン・ニルーのエリナチ3年です。 ラリーン・・ストール	_	_ 星	_	_	_	_
杉杉象勿をもつて兼用することができる。)を構えて、村にも、「「一人」」である。		上律				
一固は、第一号の規定により備え付ける黒色のしを備え付けることができる。		5月				
球形形象物一個及び黒色ひし形形象物三個(うち備付けに代えて、第一種白灯又は第二種白灯一派リニイ 第一番系リニイ質:「種質」「人間」「「一」」「「一」」「「一」」「「一」」「「一」」「「一」」「「一」」		月舶				
紅灯二固、第一重禄灯又は第二重禄灯二固、黒色おいて司じ。)にあつては、マスト灯及びり)に従事するものにに「第一種糸火天に第二種によりてオ学業系に従事するものを除っ		角船				
os)に住事一う ooには、第一重エアとは第二重ごおいてくに参考に住事十分 ooと余. oo と分業(掃海作業を除く。以下「通航妨害作業」とい物件を押し又は引く作業に従事するもの及び夜		型				
		小				
操縦性能制限船であつて、他の船舶の通航の妨める要件に適合するものでなければなら		る -				
ヮ。) 定する形象物は、その大きさ等について告示で		する				
従事するもの(以下「特定操縦性能制限船」と九 第一号から第四号まで、第六号及び第七号		3 道				
一項に規定する海域において操縦性能制限作業にければならない。「多年系を見う火」(一多第一項に表気で予輸品ので同治第二十八多第四角船には「第一系系を見う火」(í に				
一条第一頁こ見をする亢各をが司去第二十一条管型台伯こよ、第一重录色塊と丁二周上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第77型船船として海上保安庁長官の均		件				
て、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第一海上交通安全法第二十三条の巨大						
		り定				
	-					
小型 沿んの	固一固					
は、このことが『二場》の神経世紀別長台はよりは一篇五年の見だことの緊急目答さ行のこののい。 ただし、これらの白灯及び黒色ひし形形象物(海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第		告				
、。、 ・ 、 。) ! ・ だいたこへ (※) ほこぶっぱいたいほうか パココー くじ色ひし形形象物一個)を備え付けなければならなえ付ける緑灯をもつて兼用することがで		てし				
該作業に従事するもの以外のものにあっては、黒だし、緑灯は、第三号又は第四号の規字		/\ <u></u>				
(係留を		つに				
は第二種白灯及び黒色ひし形形象物各一個(鑑う第二種緑灯二個、白色ひし形形象物一畑		- 等				
の適用があるもの以外のものには、第一種白灯又下「許可工事船」という。)には、第一種		能				
限船」という。)であつて、次号又は第四号の規定る工事又は作業を含む。)に従事する小型でいった。行事でそれが解析(と)、持統性育能でする言言できれることです。		機				
という。)こ逆事する小型船舶(以下「操従生能制よりその許可を受けることを要しない」総性育で帯区でそ代賞(以下「掛総性育帯区代賞」)、そを引きて「聖じた代賞)にあることである。		=				
従生とい		いい				
ら三兆50 10頁 F-1-11号)の11号 100 100 100 100 100 100 100 100 100		なし				
え付ける		し要				
トルを超えないものには、黒色ひし形形象物を備第一種白灯又は第二		きを				
後端から当該動力船の船尾までの距離が二百メ五 夜間において水先背		ح ٠				
最後に引かれる船舶の船尾又は船舶以外の物件のく。) には、備え付け		٢				
形象物一個を備え付けなければならない。 ただし、Tトル未満の小型船舶(特定操縦性能制		る				
引き船灯又は第二種引き船灯一個及び黒色ひし形ごれらの緑灯及び黒色球形形象物は、全眼で不足を軸痛でいて、4~10mmに 10mmであっている 10mmであっている 10mmであっている 10mmであっている 10mmであっている		け・				
頃と言する凡台という。以下司いってま、寛一重录订三固)を備え寸すなすればならない。そのを除く)に行事でを重け舟(氵舟万て夬道材でよろの下のじさってに言う不利ない。		付;				
らつを余く。)こ逆事ける助与位(气骨をが能進幾つ法外のものこあつては、一般船その他の物件を引く作業(接げ入して引く取用刑象物一個(釒 浴して		えり				
		崩は				
Pt]		: IC			_	
なとを要しない。		舶				
し 特定操縦性能制限船を除く。)には、備之付ける		船				
要船であつて潜水夫による作業に従事する		型。			_	
を全長十二メートル未満の小型鉛舶(操縦生き 条火・県省野牙系等牧力で県省でして五五		小る				
	_	5 —			_	_

· 校		号鐘称名の具用海	自の四る	十 5 て船三一 。、に 個	+ + + もて帆ニ灯灯カー の、船 又、が
		一	, 船 定二 に に 	携帯のでは、	ものにあつては、第 が北ノツトを超っ 大文は第二種白灯一 が北ノツトを超っ が北ノツトを超っ が北ノツトを超っ 大のにあっては、 が北ノツトを超っ 大のにあっては、 がいたノツトを超っ 大のにあっては、 がいたノツトを超っ 大のにあっては、 がいたノットを超っ カが七ノツトを超っ
	=		ことが海	ら 白 を が 上 ト け る に た り た り た り り り り り り り り り り り り り り	 () () () () () () () () () (
一 全長十二メート にあつては、第二種 を にあつては、第一 を長十二メート と を を を を を を を を を を を を を	要しない。 ちっこと かること が 一 全長二十メート 及び人を搭載した 及び人を搭載した ひが人を搭載した ひがり かり かっこと がっかり かっこと がっかり かっこと かって かっこと かって かっこと かって かっこと かって かって かっこと かって	音圧等	小型船舶	一個を備を	は、第一種三色灯又は第二種三色粉 windows を超えないものにあつては、マストータートル未満の推進機関を有しないが、一般灯及び船尾灯の備付けに代えて、第一種白船尾灯の備付けに代えて、第一種白船尾灯の備付けに代えて、第一種白船尾灯の備がけに代えて、第一種白船尾灯の備がけることができる。
第二種の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	であることはしている。 でおり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	つい	は、平	え付ける 関な	J T T T T T T T T T T T T T
	を、な舶ト で件	<u> </u>	水区域の	るけん とがにな	明二 () () () () () () () () () (
物象形形球色			区 一類	で代いた。	色満代なる種ス強 始 のえい。白ト連 ^尾
個はあも事業妨てで制縦個 、つのすに害通あ限性。	四つのすに害通つ船 個 () たんこう () にる () 作航 てで	能操は限性のル制縦特船能操じ	ンメ長個 (1)十二	個 1	固
四てにる従作航つ船能操	は、あも事業妨、あ	限性定又制縦上	: 卜二全	第	第
を の 関 が 当 な で は る こ と 。 で ある こ と 。 で あ る こ と 。 で た き さ 等 が い と な だ に か い と な か に た か に た か に か い と な さ い た と 。	。 ることない。 ることない。 ことない。 ことない。	であつてであつてであっていまる作のはよる作のはよる作りであっていまる。	第二種種	『種一 こニュー 白種 こニュー 大色 。船す	一 。す 一 又 し と 灯 又 は 笠 の と な ス は 笠 の と な ス は
め	で 要 し な が る を を も と な る た る た る た る た る る る る る る る る る る る	であつて、検査機 であつて、検査機 による作業に従事 による作業に従事 が表表	1. だけとする	するに第 ない	(T) かつ 種 種 と 二 又 で て 両 両 。 種 は き 代 色 色 た <i>越</i>
			7 1.1		
も支等舶機 少事夫船舶ト の要い	(1) 6 又 寺 舶	機一事大船舶「	るは	と二 る 3	<u> お </u>
り 文 寺 相 機 ○ 事 大 船 舶 ト の 要 い 書 物 象 形 形 し ひ 色	(1) 6 又 寺 加	機 少 事 大 船 船 下 緑 灯	<u>るは</u>	<u> </u>	利 る用灯灯だ灯 白 灯
物象形形しひ 色 一 当そあ船か船の個 部のつ舶れに動((1) 6 又 寺 加		<u>るは</u>	<u> </u>	
無 物象形形しひ 色 当そあ船か船の個 部のつ舶れに動(分相てでる引力他		緑 灯 二 個	. <i>2</i>	なる 縦 御 ル	自 灯 一 個 二
無 物象形形しひ 色 当そあ船か船の個 部のつ舶れに動(分相てでる引力他		緑 灯 二 個	. <i>2</i>	きつ縦制関	コー 全国 白灯 一個 一 第二種 第二種 第二種 のと郊
無 物象形形しひ 色 当そあ船か船の個 部のつ舶れに動(分相てでる引力他		緑 灯 二 個	. <i>2</i>	きつ縦制関	コー 全国 白灯 一個 一 第二種 第二種 第二種 のと郊
無 物象形形しひ 色 当そあ船か船の個 部のつ舶れに動(分相てでる引力他	(1) (1) (1) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	緑 灯 二 個	. <i>2</i>	きない かい が が が が が が が が が が が が が	二 全長+ 白灯 一個 一第二種白要しないの全部又のにあつのにあつ
無 物象形形しひ 色 当そあ船か船の個 部のつ舶れに動(分相てでる引力他		緑 灯 二 個	. <i>2</i>	きつ縦制関	コー 全国 白灯 一個 一 第二種 第二種 第二種 のと郊
物象 世報 大きさ等についた 中に適合するもの 中に適合するもの 中の 中に適合するもの 中の 中に適合するもの 中の 中に 日の 市 中の 市 中の 中に 日の 中に 日の 中の 日		A	を が か で で で で で で で で で で で で で	を以下) 三巻二巻 でつて、通航妨害作 でいました がいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	二 全長十二メート 白灯 一個 第二種白灯とする 毎しない。 要しない。 こと。 ことを
物 当部分 舶以外の小型船舶 形 かの動力 であつて、連航妨害作のいた場がるよのであること。 であつて、回及びの動力 であること。 であつて、適航妨害作のいた場がる要のであること。 であること。 しの動力 であること。 であること。 した場がまでにあっては、 があき その相のの小型船舶 下のは、 であること。 した場がまでは、 であると。 した場がまでは、 であると。 した場がまでは、 であるであるとのであるであるであるとのであるとのであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるで	二 次のイ、ロ及び パース 次のイ、ロ及び かい 大 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	繰灯 二個	で が が が が が が が が が が が が が	を以下) = 終1. 年 であって、通航妨害作であって、通航妨害作があった。 制限船又は特定操船」と がう。) 1 があった。 がある。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	二全長十二メート 下「現 白灯 一個 第二種白灯とする みるも 白灯 一個 一第一種白灯又は 困難で 一次 一級が 人でい のにあつては、そ が水没
物 当部分 舶以外の小型船舶 形 かの動力 であつて、潜水夫 の の動力 であつて、潜水夫 の かかれる引 であつて、潜水夫 の かかれる引 であること。 の かかれた調が害作 であること。 ししてはあれが害作 であること。 ししてはあれが事件 であること。 ししてはあれが事件 であること。 ししてはあれが事件 であること。 ししてはあれが事件 であること。 ししてはあれが事件 であること。 ししまのよりであるとののよりであるとののよりであるとののよりであるとののよりであるとののよりであるとののよりであるとののよりであるとのよりである	二 次のイ、ロ及び メーニ 次のイ、ロ及び 水 を 制限船又は特定操 能 制限船又は特定操 に 観 縦性能制限船であ ことを要しない。 ことを要しない。 ことを要しない。 ことを要しない。 こことを要しない。 こことを要しない。 こことを要しない。 こことを要しない。 こことを要しない。 こことを要しない。 こことを要している。 こことを要している。 こことを要している。 こことを要している。 こことを要している。 こことを表している。 こことをまる こことををまる こことををまる こことをまる こことををまる こことをまる こことをまる こことををまる こことをまる こことをまる ことををまる こことをまる ことをまる ことをまる ことをまる ことをまる ことをまる ことをまる ことをまる ことををまる ことをををまる ことをををまる ことをををまる ことをををまる ことをををををををををををををををををををををををををををををををををををを	繰灯 二個	で が が が が が が が が が が が が が	を以下) = 終1. 年 であって、通航妨害作であって、通航妨害作があった。 制限船又は特定操船」と がう。) 1 があった。 がある。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	二 全長十二メート 下 「 白灯 一個 一 第一種白灯とする みを かを みを かを かを <t< td=""></t<>

2

汽笛	物象	紅 形形球 色	物象
個		二個	
一 全長十二メート告示で定める要件あること。あることので	要しない。 備え付けることを の小型船舶には、 二 許可工事船以外	であること。 件に適合するもの 十に適合するもの	要しない。 虚え付けることを
第 を検反も !	第 第 (新 八 なて	第 及船八船	とわ

備考 具器号信 視認困難船には、舷灯及び船尾灯の備 ことを要しない。 には、備え付ける 載しない小型船舶

一 人を搭載する小型船舶で全長十二メ 旗を備え付けなければならない。 けなければならない。 トル以上のものには、国際信号旗NC 付けに代えて、第一種白灯二個を備え付

			Ξ
備考	白灯	航海用具の	アオレガに支
	個	数量	15 76 A
	携帯用の白色	摘要	

形象物及び汽笛については、前項の規定にかか く。)に備え付けなければならない号鐘、船灯、 湖川のみを航行する小型船舶(ろかい舟を除 湖川のみを航行するろかい舟以外のろかい 舟にあつては、 ろによる。 検査機関の指示するとこ

検査機関の指示するところによるもの

船灯等)

告示で定める要件に適合するものでなければ び操船信号灯は、それぞれその灯光等につい |舶に備え付けなければならない灯火をいう。 十三条 船灯(前条第一項の規定により小型

十四条及び第八十四条の二 削除

肌海用レーダー反射器)

は、この限りでない。 (射器を備え付けなければならない。ただし、 考慮して差し支えないと認めるものにあつて 査機関が当該小型船舶の船質、航海の態様等 のを除く。)には、効果的な航海用レーダー 小型船舶(昼間のみを航行する

(衛星航法装置)

及び人を搭載しな 小型船舶には、

未満の小型船舶

第八十四条の四 該船舶に押される船舶(推進機関及び帆装を有3八十四条の四 推進機関を有する小型船舶と当 合する第二種衛星航法装置を備えなければなら く。) とが結合して一体となつて平水区域を超 条第二項第三号ロからチまでに掲げるものを除 しないものであつて、 十六条の二十四第二項の告示で定める要件に適 関を有する小型船舶には、船舶設備規程第百四 えて航行の用に供される場合には、当該推進機 船舶安全法施行規則第二

音

個

【笛を備え付ける小

型船舶及び人を搭

備え付けることを

要しない。

聴守装置) (デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出

第八十四条の五 A4水域又はA3水域を航行す ものに限る。)を備え付けなければならない。の機能等について告示で定める要件に適合する びHFデジタル選択呼出聴守装置(それぞれそ 差し支えないと認めるものについては、この限るもの及び検査機関が航海の態様等を考慮して る小型船舶には、HFデジタル選択呼出装置及 認める海上移動衛星業務の無線電話を備え付け 又はインマルサットその他の管海官庁が適当と 当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備 ただし、インマルサットその他の管海官庁が適

4

積し、又は貯蔵される場所に設ける電気機械及

ない構造のものとしなければならない。 び電気器具は、爆発性ガスによる爆発の危険の

(絶縁抵抗)

(予備の部品等の備付け)

第八十四条の六 小型船舶には、前条の規定によ 品、測定器具及び工具を備え付けなければなら Fデジタル選択呼出聴守装置の保守及び船舶内 り備え付けるHFデジタル選択呼出装置及びH において行う軽微な修理に必要となる予備の部

第十章 電気設備 第一節

(発電設備)

第八十五条 小型船舶の推進、排水その他の安全 供給できる発電設備を備え付けなければならな 維持される小型船舶には、必要な電力を十分に 性に直接関係のある補助設備が電力のみにより 係留船については、この限りでない。 い。ただし、当該電力の供給を外部から受ける

第八十六条 供給電圧は、二百五十ボルトを超え てはならない。

(供給電圧)

第八十七条 電気機械及び電気器具は、次に掲げ る要件に適合する場所に設置しなければならな

操作点検が容易であること。

れがないこと。 他動的損傷及び熱による障害を受けるおそ

通風が良好なこと。 燃焼しやすいものに近接していないこと。 3

(性能及び構造)

第八十八条 電気機械及び電気器具は、その使用 は、この限りでない。気器具であると検査機関が認めるものについて ばならない。ただし、小型船舶の推進、排水そ 目的に応じた十分な性能を有するものでなけれ の他の安全性に直接関係のない電気機械及び電

2 て、取扱者に危険を与えない構造のものでなけ 電気機械及び電気器具は、通常の使用に際し ればならない。

3

浸水のおそれのある場所に設置する電気機械及 に保護しなければならない。 び電気器具は、正常な機能を妨害されないよう 爆発若しくは引火しやすい物質が発生し、蓄 水滴、油、ビルジ等の落下、はねかえり又は

第八十九条 電気設備の絶縁抵抗は、検査機関の 適当と認める値以上でなければならない。

第二節 蓄電池

|第九十条 | 蓄電池は、適当な換気装置を備え付け た蓄電池室又は保護おおいを施した適当な箱に 収めて通風良好な場所に設置しなければならな (蓄電池室及び蓄電池箱)

考慮してさしつかえないと認める場合は、この 限りでない。 い。ただし、検査機関が当該蓄電池の構造等を

3 2 備及び火気から十分隔離しなければならない。 効な防食措置を施さなければならない。 (逆流防止装置) 前項の蓄電池室又は蓄電池箱は、他の電気設 酸性蓄電池を収める蓄電池室又は箱には、 有

第九十一条 発電機により充電される蓄電池に は、逆流防止装置を備え付けなければならな

第三節

(材料及び構造)

第九十二条 配電盤の盤材料は、非吸湿性のもの であり、かつ、難燃性のものでなければならな

2 できる装置を備え付けなければならない。 配電盤には、回路の過電流を自動的にしや断

を備え付けなければならない。 発電機を制御する配電盤には、 必要な計器類

(取扱者の保護)

第九十三条 配電盤の前後及び床面には、感電防 止のための措置を施さなければならない。ただ ては、この限りでない。 し、定格電圧三十五ボルト以下の配電盤につい

第四節

(電線)

第九十四条 船内の給電路には、配線工事にあつ 認める場合は、この限りでない。 該給電路の電圧等を考慮してさしつかえないと 用しなければならない。ただし、検査機関が当 電気器具にあつてはキヤブタイヤケーブルを使 てはケーブルを、小形の電気器具以外の移動式 (中性線)

第九十四条の二 直流三線式配電方式、交流単 三線式配電方式及び交流三相四線式配電方式 動遮断機を取り付けてはならない。 中性線には、ヒューズ、単極開閉器及び単極自

第九十五条 甲板又は隔壁を貫通する電路は、そ 鉛等適当なものを用いてこれを保護しなければ の部分を必要に応じて電線貫通金物、カラー、

(電路の接続及び固定)

第九十六条 等適当な方法により接続し、 電路は、接続箱又は端子箱を用 かつ、 帯金等を用

しなければならない。 いて直接船体に、又は導板、 ハンガー等に固定

(露出金属部の接地)

第九十七条 定格電圧百ボルト以上の移動灯、 当該小型船舶の船質等を考慮して差し支えない と認める場合は、この限りでない。 接地しなければならない。ただし、検査機関が 製わくをキャブタイヤケーブル内の導体により 動工具その他これらに類する器具は、その金属

第五節 電気利用設備

第九十八条 航海灯への給電は、操縦場所に設け

ん (単位 メートル)

ごとに独立のものでなければならない。 (電熱設備) 航海灯制御盤から航海灯までの電路は、

て火災の生ずるおそれのないものであり、か第九十九条 電熱設備は、通常の使用状態におい 護したものでなければならない。 つ、その充電部を必要に応じて難燃性材料で保 第十一章 特殊設備

(単位 メートル)

第七編第四章の規定に適合するものでなければ第九十九条の二 作業用救命衣は、船舶設備規程

(作業用救命衣)

第十二章 復原性

(船舶復原性規則の準用)

第百一条 沿海以下の航行区域を有する小型船舶 (昭和三十一年運輸省令第七十六号)第一章か型船舶の復原性については、船舶復原性規則 ら第五章までの規定を準用する。 に限る。) 及び近海以上の航行区域を有する小 条の船の長さが二十四メートル以上の小型船舶 規則(昭和四十三年運輸省令第三十三号)第四 (総トン数五トン以上の旅客船及び満載喫水線

第百二条 前条に規定する船舶以外の小型船舶で ができる。 し、沿岸小型船舶等は、次条の規定によること れをも満足するものでなければならない。ただ は、その最大搭載人員が次の三つの算式のいず あつて沿海区域を航行区域とするものの復原性 (沿海区域を航行区域とする小型船舶の復原性)

 $N \bowtie C$ L B F

7 1 f f / 0. 0 9 6

> この場合において、 N L B F ₂ 0 0 0 2 5 L 0. 3

Nは、最大搭載人員

は、船の幅(単位 メートル) は、船の長さ(単位 メートル)

、Fが (B/5.5) +0.09より大とな るときは (B/5.5) +0.09とする。 における乾げん (単位 メートル)。ただし F1は、人を搭載しない状態における最小乾げ は、人を搭載しない状態で船の長さの中央

中央縦断面までの水平距離のうち最大の値 うちいずれか大きい値。この場合において、 小乾げん (単位 メートル) 最小乾げんの位置において、げん側から船体 bは、最大搭載人員を搭載した状態における fは、○・○三Lの値又は○・二四bの値の Fは、人を搭載しない状態で船尾における最

し、○・七八より小となるときは○・七八と Cが二・二七より大となるときは二・二七と での鉛直距離 (単位 メートル)。ただし、 ける上面(無甲板船にあつては、げん側)ま ールの上面から上甲板のビームのげん側にお において、Dは、船の長さの中央におけるキ Cは、次の算式により算定した値。この場合

C = 2. 6 9 | 5. 3 1 (D/B) 2

第百三条 第百一条に規定する船舶以外の小型船 いずれをも満足するものでなければならない。 原性は、その最大搭載人員が次の二つの算式の 舶であつて平水区域を航行区域とするものの復 (平水区域を航行区域とする小型船舶の復原性) $\begin{matrix} N \\ \| \wedge \\ C \\ L \\ B \\ F \end{matrix}$

この場合において、 $\begin{array}{c}
N \\
L \\
B \\
F_{-}^{2} \\
0
\end{array}$ 0 2 5 L) / 0. 3

の N Ļ B F В F, F及びCは、それぞれ前条 F 及び C に 同じ

(特例)

第百四条 が適当と認めるところによる。 小型船舶の復原性の基準については、 び旅客の搭載場所以外の場所に貨物を搭載する 前二条の規定にかかわらず、係留船及 検査機関 |第百九条 特殊小型船舶には、船内に浸入した水

第百五条 小型船舶は、最強速力において当該小 型船舶の安定性を損なわずに直進、旋回及び停 止ができるものでなければならない。

(適用)

第百六条 特殊小型船舶については、第二章から ころによる。 く。) の規定にかかわらず、この章の定めると 条第一項、第八十五条、第八十七条、第八十八 の二、第五十八条の二、第六十四条、第七十九項、第五十三条、第五十四条の二、第五十七条 、第三十六と、等三十八次、等3十八次等・項、第三十四条、第三十五条(第三項を除く。) 第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十 前章まで(第五条、第六条、第二十二条、第二 条、第九十条、第九十一条、第九十四条(ただ 十三条第一項、第二十四条 (第六項を除く。)、 し書を除く。)、第九十五条及び第九十六条を除 第三十六条、第三十七条、第四十三条第一 第三十一条、第三十二条、第三十三条第四

(船体)

の運転を自動的に停止する機能を有する等操縦第百八条 機関は、操縦者が船外転落した際、そ 操縦者から大きく離れないための機能を有する 者がいない状態の特殊小型船舶が船外転落した

2 機関は、傾斜又は転覆した場合においても、

3 る場合は、この限りでない。 型船舶の構造等を考慮して差し支えないと認めればならない。ただし、検査機関が当該特殊小 鎖できる弁又はコツクを備え付けたものでなけ 種類に応じ適当な材料及び種類のものとし、か 移動しないように固定しなければならない。 つ、燃料油タンク壁に連結する部分に確実に閉 燃料油管及びその接手は、使用する燃料油の 2

4 ても、燃料油が流出しないものでなければなら 燃料油装置は、傾斜又は転覆した場合におい

(最強速力における操縦性)

第十四章 特殊小型船舶に関する特則

3 2

|第百七条 船体は、傾斜又は転覆した場合におい のでなければならない。 ても、航行に支障を及ぼす浸水がない構造のも

ものでなければならない。 (機関)

(排出措置)

を船外に排出できる適当な措置を講じなければ

ならない。

(係船索)

第百十条 特殊小型船舶には、適当な係船索を備 え付けなければならない。ただし、検査機関が ないと認めるものにあつては、この限りでな 当該特殊小型船舶の設備等を考慮して差し支え

(救命設備の備付等)

第百十一条 浮力補助具を備え付けることができる。 合は、小型船舶用救命胴衣に代えて小型船舶用 舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場 ならない。ただし、検査機関が当該特殊小型船 同数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければ 特殊小型船舶には、最大搭載人員と

胴衣を備え付けなければならない。 の使用に適さないときは、検査機関が当該特殊定により備え付ける小型船舶用救命胴衣が小児 と認める種類及び数の小児用の小型船舶用救命 小型船舶に搭載する小児の体重を考慮して適当 小児を搭載する特殊小型船舶には、前項の規

を航行する特殊小型船舶にあつては、この限り でない。 を備え付けなければならない。ただし、川のみ 特殊小型船舶には、小型船舶用信号紅炎二個

(最大搭載人員等)

第百十二条 最大搭載人員は、 ずれか小さい数とする。 次の各号のうちい

のできる乗船者の数 乗船者の搭載にあてる場所に収容すること

二 船内に淡水を注入して、淡水中で二十四時 位 キログラム)を七・五で除して得た最大間以上支えることができる鉄片の質量(単

三 最大四人の乗船者の数

席としてはならない。 ご、桑従者以外の乗船者を搭載する場所は、立席、座席又は立席としなければならない。ただればならない。ただ ないように配置し、適当な形状及び寸法の椅子 し、操縦者以外の乗船者を搭載する場所は、 乗船者を搭載する場所は、操船の妨げになら

設備を設けなければならない。 場合には、乗船者の足を支えるための構造又は 乗船者を搭載する場所を跨座式の座席とする

第百十三条 特殊小型船舶には、音響信号器具一 個を備え付けなければならない。ただし、 機関が当該特殊小型船舶の設備等を考慮して差 し支えないと認める場合は、この限りでない。

(電気設備)

第百十四条 供給電圧は、二十四ボルトを超えて はならない。

- 場合においても、移動しないように固定しなけ ればならない。 電気機械及び電気器具は、傾斜又は転覆した
- (復原性) 蓄電池は、傾斜又は転覆した場合において 電解液が漏洩しないものでなければならな

第百十五条

復原性は、九十度までの横傾斜角に

3

第百十六条 小型船舶には、石綿を含む材料を使 用してはならない。 と認めるものにあつては、この限りでない。 (石綿を含む材料の使用禁止) 第十五章 雑則

特殊小型船舶の構造等を考慮して差し支えない でなければならない。ただし、検査機関が当該 おける復原てこが傾斜偶力てこ以上となるもの

第百十七条 この省令に規定するもののほか、 型船舶に施設しなければならない事項及びその 標準に関し必要な事項は、告示で定める。 その標準に関し必要な事項) (小型船舶に施設しなければならない事項及び

則

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 (経過措置) 昭和四十九年九月一日 から

第二条 この省令の施行前に建造され、又は建造 船舶安全法第二条第一項の規定の適用を受ける 従前の例による。 当該小型船舶に施設するものに関しては、 第一項各号に掲げる事項に係る物件で引き続き 項の規定による場合を除き、船舶安全法第二条 船舶に該当するものについては、次項及び第三 に着手された小型船舶であつて、船舶安全法の 一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十 以下「改正法」という。)による改正前の 、なお 6

- 規定する小型船舶に該当するものについては、 検査の時期までは、適用しない。 の省令の施行後最初に受ける定期検査又は中間 第七十七条第三項の規定は、当該小型船舶がこ 第七十七条第三項の高速艇であつて、前項に 7
- に規定する小型船舶に該当するものについて 小型船舶(旅客船を除く。)であつて、第一項 人の運送の用に供する総トン数五トン以上の

令の施行後最初に受ける定期検査又は中間検査 第十一章の規定は、当該小型船舶がこの省

- 4 場合を含む。)並びに第十七条の規定を除く。) 、第十五条(第二十条において準用する場合を第十一条第三項において準用する場合を含む。) 法第二条第一項の規定の適用を受けることとな 船舶に該当し、改正法による改正後の船舶安全 手された小型船舶であつて、改正法による施行 は、適用しない。 第二項及び第四項(第二十条において準用する 有する小型船舶については、第十五条第一項、 及び第九十五条の規定(近海以上の航行区域を 十八条第三項、第九十二条第一項、第九十四条十二条、第三十五条第一項、第八十六条、第八 合に限る。)、第八条第二項(第十条第三項及び のに関しては、第七条(航行区域が平水区域か 係る物件で引き続き当該小型船舶に施設するも るものについては、船体、機関及び電気設備に 前の船舶安全法第二条第一項の適用を受けない 含む。)、第十七条、第十九条、第三十条、第三 できる区域に限定されている小型船舶に係る場 ら当該小型船舶の最強速力で二時間以内に往復 この省令の施行前に建造され、又は建造に着
- 5 り、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第引き続き当該小型船舶に備え付ける場合に限 の時期から一年を超えない時期までは、適用し 条並びに第二十八条第一項の規定は、当該小型 船舶がこの省令の施行後最初に受ける定期検査 船舶に備え付けている機関については、これを 六項及び第七項、第二十六条第一項、 この省令の施行の際現に前項に規定する小型 第二十七
- のとみなす。 ものであつても、この省令の規定に適合するも 省令に規定する要件及び標示方法に適合しない査の時期から一年を超えない時期までは、この 型船舶がこの省令の施行後最初に受ける定期検 当該小型船舶に備え付ける場合に限り、当該小 び航海用具その他の属具は、これらを引き続き 型船舶に備え付けている救命設備、消防設備及 この省令の施行の際現に第四項に規定する小
- び第三十五条第一項の規定は、 え付ける場合に限り、第三十条、第三十二条及 については、これを引き続き当該小型船舶に備 手された機関であつて、この省令の施行後建造 に着手された小型船舶に最初に備え付けるもの この省令の施行前に製造され、又は製造に着 適用しない

8 舶がこの省令の施行後最初に受ける定期検査の 条及び第二十八条第一項の規定は、当該小型船 時期から一年を超えない時期までは、適用しな 二十三条第二項、第二十六条第一項、第二十七 続き当該小型船舶に備え付ける場合に限り、 前項に規定する機関については、これを引き

二二号) 則 (昭和五一年六月一日運輸省令第

する。 この省令は、 昭和五十一年六月十日から施行

一五号 附 則 (昭和五二年六月七日運輸省令第

(施行期日)

1 (経過措置) この省令は、 公布の日から施行する。

2 る衝突予防のための国際規則に関する条約が日 号)の施行の日(千九百七十二年の海上におけ る甲種緑色閃光灯及びこの省令の施行の日から の船灯試験規程の規定に適合しているものとみ 付ける場合に限り、第二条の規定による改正後 緑色閃光灯は、これを引き続き当該船舶に備え 管理官庁の承認を受けて船舶に備え付ける甲種 本国について効力を生ずる日。)の前日までに 海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二 この省令の施行の際現に船舶に備え付けてい 5

二〇号) 則 (昭和五二年七月一日運輸省令第

附

(施行期日)

1

部分に限る。)は、昭和五十二年七月十五日か色円すい形象物/紅色円すい形象物」を改める る。)及び別表の改正規定(「黒球」及び「/黒条第五号の改正規定(同号へに係る部分に限 型船舶安全規則第八十二条の改正規定以外の改る部分を除く。)以外の改正規定、第三条中小 四条を加える改正規定(第百四十三条ノ四に係 正規定並びに第五条中船舶等型式承認規則第三 し、第一条中船舶設備規程第百四十三条の次に ら施行する。 この省令は、公布の日から施行する。ただ

(経過措置)

2 この省令の公布の日(以下「公布日」とい に船舶に備え付けられる船灯については、昭和び公布日から昭和五十二年七月十四日までの間う。)に現に船舶に備え付けられている船灯及 五十二年七月十四日までは、第二条の規定によ

3 による。 第八十二条の規定にかかわらず、なお従前の例 型船舶安全規則(以下「新小型規則」という。) という。) 及び第三条の規定による改正後の る改正後の船灯試験規程(以下「新試験規程」

- ができる。 則第八十二条及び第八十四条の規定(備え付け 百三十八条第一項、新試験規程並びに新小型規 舶設備規程(以下「新設備規程」という。)第る場合に限り、第一条の規定による改正後の船 査機構。以下同じ。) がさしつかえないと認め 舶の船灯にあつては、管海官庁又は小型船舶検 五十六年七月十四日までは、管海官庁(小型 黄色閃光灯、引き船灯及び操船信号灯を除く。) く。)にかかわらず、なお従前の例によること なければならない船灯の数量に係る部分を除 については、昭和五十二年七月十五日から昭 は建造に着手された船舶の船灯(緑色閃光灯、 昭和五十二年七月十四日までに建造され、
- 則第八十四条第一項第一号の表号鐘の項摘要の 三条ノ三及び第百四十三条ノ五並びに新小型規 びどらについては、昭和六十一年七月十四日 が一五○ミリメートル以上のものに限る。)及 は建造に着手された船舶の汽笛、号鐘(呼び径 の指示するところによるものとする。 第八十四条の二の規定にかかわらず、管海官庁 は建造に着手された船舶の船灯の位置について 欄第一号、 では、新設備規程第百四十三条ノ二、第百四十 は、新設備規程第百四十条ノ二及び新小型規則 一号、同条第一項第二号の表号鐘の項摘要の欄 昭和五十二年七月十四日までに建造され、又 昭和五十二年七月十四日までに建造され、 同表汽笛の項摘要の欄第一号及び第 ま

第三八号) 則 (昭和五三年六月三〇日運輸省令

第二号の規定は、適用しない。

第一号並びに同表汽笛の項摘要の欄第一号及び

(施行期日)

この省令は、昭和五十三年七月十五日から施

第四三号) 則 (昭和五三年七月二〇日運輸省令

(施行期日等)

1 査機構の財務及び会計に関する省令第二条第二 行し、第三条の規定による改正後の小型船舶 この省令は、昭和五十三年八月十五日から施

付 則 (召和五項車項票に入事重偷給合舶検査機構の事業年度の予算から適用する。項の規定は、昭和五十三年度に相当する小型船

第一六号) 抄附 則 (昭和五四年四月二八日運輸省令

(施行期日)

る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め この省令は、公布の日から施行する。ただ

月一日 第四条、第五条、第七条から第十条まで並 第四条、第五条、第七条から第十条まで並 3

一二号) 抄附 則 (昭和五五年五月六日運輸省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十五年五月二十五日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定(「/第七編中第三百三条の前に章名を付する改正規定、第七編中第三百三条の前に章名を付する改正規定、第七編中第三百三条の前に章名を付する改正規定、第七編の編名を削る改正規定、第三百十一条の次に章名を付する改正規定、第十一条中目次の改正規定、第十一条中目次の改正規定、第十二年本日一章を加える改正規定、第十二条中別表第一の章を加える改正規定、第十二条中別表第一の第一章を加える改正規定、第十二条中別表第一の第一条・の首を加える改正規定、第十二条中別表第一の

ナーク型のもの 1,000円 その他の型の1個につき 1 5,000円				
ナーンテフラツトラツ 1個につき その他の型の 1個につき 5,000				
もの の他の型の 1 個につき 5,000				コ
もの の他の型の 1 個につき 5,000			ナ	ン
もの の他の型の 1 個につき 5,000				テ
の 他の型の 1個につき 5,000 000 000 000 000 000 000 000 000 0		そ		フ
の 他の型の 1個につき 5,000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	ŧ	0)	ク.	ラ
型の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0)		型	
の のツ 1 1 5 個 1 個 ,に 0 つ 0 つ 0 き 0 き 0 0			[g)	Ţ
1 1 1 1 1 個に 0 つき 0 き 0			b	
5 個 1 個に 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			(1)	<u> </u>
,に 00き 00き 0	_	-	,	1
0つ0き 0 き 0 き	5,		۱,	-
- -	0	ľ		ľ
- -	0	5		2
	0	き	10	き
H 1 H 1	_		_	
	円	1	円	1

きる

表の改正規定(

						コ
				ナ	テ	
		V-2				<u>~</u>
	TELL	そ		TÉII	_	フ
0)	型	0)	0)	型	ラ	ラツ
	0)	他		0)	ツ	ツ
	b	の 9		b	ク	卜
		9				6
0	0	8		0	0	8
	0	,			0	,
		IJ				1
	8 0 0			2 0 0	き	個
	0	2		0		12
	0	۷,		0	2	٧-
					,	2

」を改める部分に限る。)並びに附則第二条第|

の日から施行する。 十四項及び附則第十二条第三項の規定は、公布

いては、

次項から第四項までの規定による場合

までは、なお従前の例によることができる。けている自己点火灯については、当初検査時期2 現存船である小型船舶に施行日に現に備え付

第二六号) 附 則 (昭和五八年五月二八日運輸省令

^る。 この省令は、昭和五十八年六月一日から施行

第二九号) 抄附 則 (昭和五九年八月三〇日運輸省令

(施行期日)

定にかかわらず、なお従前の例によることがで第八条 現存船の号鐘及び汽笛については、第九(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)下「施行日」という。)から施行する。 下「施行日」という。)から施行する。

第二五号) 抄附 則 (昭和六一年六月二七日運輸省令

(施行期日)

付 則(召口弋ニモ乀ヨ乀ヨ重偷省合停下「施行日」という。)から施行する。第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日(以

五一号) 附 則 (昭和六二年八月八日運輸省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十二年十月一日(以第一条 この省令は、昭和六十二年十月一日(以第一条を加える改正規定、第二条中船舶安全法施行第一条中小型船舶安全規則第五十七条の次に一条を加える改正規定、第二条中船舶安全規則第五十七条の次に一条が開発している。

れた小型船舶(以下「現存船」という。)につ第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手さ(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日に現に現存船に備え付けている小型船舶用膨脹式救命いかだ(施行日に現に建造又は舶用膨脹式救命いかだ(施行日に現に建造又は船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の小型船舶にあつては、備え付ける予定型船舶用膨脹式救命いかだ(施行日に現に建造又はよる改正後の小型船舶にあつては、備え付けている小型船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の小型船舶にあつては、備え付けている小型船よる改正後の小型船舶にあつては、備え付けている小型船が、なお従前の例によることができる。

い。 定期検査又は中間検査の時期までは、適用しな 九条第二項の規定は、施行日以後最初に受ける 三項(第三号に係るものに限る。)及び第七十 3 現存船については、新小型規則第五十八条第

第二号) 抄附 則 (昭和六三年二月一二日運輸省令

(以下「施行日」という。)から施行する。 第一条 この省令は、昭和六十三年二月十五日(施行期日)

この省令は、平成元年十一月十九日から施行三二号) 附 則 (平成元年一一月九日運輸省令第(以下「施行日」という。) から施行する。

第三三号) 抄附 則 (平成三年一〇月一一日運輸省令

は、平成五年七月三十一日までの間は、第十条第六条 平成五年現存船である小型船舶について(小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

4 平成七年二月一日において現存船である小型4 平成七年二月一日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)であって旧小型規則の規定に適合するものは、これを引き続き当該小型船舶に備え付ける場合に限り、平成十一年一月三十一日までの間は、これを引き続き当該小型船舶に備え付ける場合に限り、平成十一年一月三十一日までの間は、新小型規則のレーダー・トランスポンダーに係り、平成七年二月一日において現存船である小型る規定に適合しているものとみなす。

5 現存船である小型船舶については平成七年一月三十一日までの間、現存船以外の小型船舶については平成六年運輸省令第十九号)第一条の規則又は小型船舶安全規則等の一部を改正する省令(平成六年運輸省令第十九号)第一条の規定による資令(平成六年運輸省令第十九号)第一条の規定により浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用を全規則等の一部を改正する数装置及び小型船舶を全規則等の一部を改正する数とでは、これらの小型船舶については平成七年一型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標数装置及び小型船舶用レーダー・トランスポンダーを備え付け、かつ、これらを引き続き備えが付ける場合には、この限りでない。

則第八十四条の三の規定は、適用しない。 平成十一年一月三十一日までの間は、新小型規 平成七年現存船である小型船舶については、

る。

で第六十四条の規定は、なおその効力を有すび第六十四条の規定は、旧小型規則第六十三条及三十一日までの間は、旧小型規則第六十三条及7.平成七年現存船については、平成十一年一月

五号) 則 抄 (平成四年一月二七日運輸省令第 2

(施行期日)

第一条 この省令は、平成四年二月一日(以下 十六条、第六十九条及び第七十一条の改正規定 条中小型船舶安全規則第六十五条第二項、第六 第七十条の改正規定、第四条の規定並びに第五 条、第四十八条第五項、第六十九条第一項及び 二の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第十 二条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第 七条第二項、第二十条、第二十二条、第二十三 施行日」という。)から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 4 3

いる第五条の規定による改正前の小型船舶安全第四条 施行日において現存船に現に備え付けて の規定に適合しているものとみなす。 第五条の規定による改正後の小型船舶安全規則 を引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、 規則の規定に適合する自動拡散型の液体消火器 (施行日に現に建造又は改造中の船舶にあって (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置) 備え付ける予定のものを含む。) は、これ

一九号) (平成六年五月一九日運輸省令第

(施行期日)

三条第一項、第二項、第七項及び第八項の規定に第四条並びに附則第二条第二項並びに附則第 は、平成六年十一月四日から施行する。 舶安全法施行規則第六十条の五の改正規定並びに一条を加える改正規定、第二条、第三条中船三条の改正規定並びに同令第八十四条の二の次 及び第十号を加える部分に限る。)、同令第六十 第二項に三号を加える改正規定(同項に第九号 八条第一項第九号及び第十号の改正規定、同条 (海面着色剤に係る部分に限る。)、同令第五十 「施行日」という。)から施行する。ただし、第 一条 この省令は、平成六年五月二十日(以下 条中小型船舶安全規則第四十八条の改正規定

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手さ 規定による改正前の小型船舶安全規則(以下 規定による改正後の小型船舶安全規則(以下 船」という。)に限る。)については、第一条の る小型船舶に該当するもの(以下「旧小型規則 れた船舶(以下「現存船」という。)(第一条の 「旧小型規則」という。)第二条第一項に規定す 「新小型規則」という。) (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置) の規定にかかわらず、

船舶用膨脹式救命いかだの艤装品について適用 八条の規定は、同項に規定する船舶に係る小型 前項の規定にかかわらず、新小型規則第四十

う。) については、当該船舶を新小型規則船以 外の船舶とみなして船舶安全法(以下「法」と 規則第二条第一項に規定する小型船舶に該当す 省令を適用する。 ることとなるもの いう。)第二条第一項の規定に基づく国土交通 旧小型規則船以外の現存船であって、新小型 (以下「新小型規則船」とい

5 後は、第一項及び第三項の規定は、適用しな 改造を行うものについては、当該変更又は改造 ては、第一項及び前項の規定は、適用しない。 場合において、当該検査に合格した船舶につい 項に規定する検査を受けることができる。この について施設し、及びこれに係る法第五条第一 ところにより、法第二条第一項に規定する事項 国土交通省令(新小型規則を除く。)の定める ものにあっては法第二条第一項の規定に基づく あっては新小型規則の定めるところにより、第 の規定に規定する船舶のうち、新小型規則船に 一項に規定する船舶のうち新小型規則船以外の 第一項及び前項の規定にかかわらず、これら 現存船であって施行日以後に主要な変更又は 6 5

2 第三条 平成六年十一月四日前に建造され、又は 適用を受けている船舶に限る。)に現に備え付 書を受有する船舶(同日において新小型規則の 型規則又は前条第一項の規定の適用を受けるも 現存船」という。)であって同日において新小 建造に着手された船舶(以下「平成六年十一月 改正する省令(平成六年運輸省令第二十号)第 船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を 無線標識装置であって、船舶救命設備規則及び けている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示 かわらず、なお従前の例によることができる。 小型規則第四十八条又は前条第二項の規定にか 引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新 船舶にあっては、備え付ける予定のものを含 脹式救命いかだ(同日に現に建造又は改造中の のに、同日に現に備え付けている小型船舶用膨 (昭和四十年運輸省令第三十六号) 第三十九条 む。)の艤装品については、当該救命いかだを 一条の規定による改正前の船舶救命設備規則 平成六年十一月四日において現に船舶検査証

第五十七条の三の規定に適合しているものとみ 当該船舶に備え付ける場合に限り、新小型規則

3 新小型規則第五十七条の三の規定に適合して による改正後の船舶救命設備規則第三十九条の正する省令の一部を改正する省令第一条の規定 舶救命設備規則及び船舶設備規程等の一部を改 の適用を受ける船舶に積み付ける場合には、船無線標識装置は、前条第一項及び第三項の規定 規定に適合しているものとみなす。 いる小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示

4 五十八条第一項第十一号の規定は、適用しな の(近海以上の航行区域を有する平成六年十一 旧小型規則船であって新小型規則船であるも 現存船に限る。)については、新小型規則第

現存船に限る。) については、新小型規則第五 の(沿海区域を航行区域とする平成六年十一月 は、適用しない。 十八条第二項第九号から第十一号までの規定 旧小型規則船であって新小型規則船であるも

めるもの及び旅客船を除く。)に限る。)につい 定める日までの間は、適用しない。 第十一号までの規定は、国土交通大臣が告示で ては、新小型規則第五十八条第二項第九号から の(沿海区域を航行区域とするもの(前項に定 旧小型規則船であって新小型規則船であるも

8 7 船に改造するための工事に着手するものについているものに限る。) であって、同日以後旅客 則第八十四条の三の規定は、適用しない。 年十一月四日において新小型規則の適用を受け ては、当該改造後は、第一項、第二項、第四 旅客船以外の平成六年十一月現存船(平成六 平成六年十一月現存船については、新小型規

第六〇号) 則 (平成七年一〇月二六日運輸省令

項、第五項及び前項の規定は、適用しない。

この省令は、平成七年十一月四日から施行す

則 (平成九年三月一八日運輸省令第

の一部を改正する法律の施行の日(平成九年四 スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 月一日) この省令は、高圧ガス取締法及び液化石油ガ から施行する。

第一八号) 則 (平成一〇年三月三一日運輸省令

の規定に適合しているものは、

これを引き続き

(施行期日)

|第一条 この省令は、 する。 平成十年七月一日から施

(経過措置)

第三条 この省令の施行の日前に建造され、 建造に着手された船舶(以下「現存船」とい 六条の規定は、適用しない。 るものに備える錨。及び錨。鎖については、第 舶設備規程第百二十八条の船舶以外の船舶であ う。) であって第一条の規定による改正前の 一条の規定による改正後の船舶設備規程(以下 「新規程」という。) 第百二十四条及び第百二十 船

2 3 かわらず、管海官庁の指示するところによる。 は器具の備付けについては、なお従前の例によ 新規程第百二十三条、第百二十五条、第百二十 鎖、係船索及びえい航索の備付けについては、現存船であって木船であるものの鑑っ、鑑っ ることができる。 八条、第百三十条及び第百三十二条の規定にか 現存船の速力を測定することができる装置又

第四四号) 則 (平成一〇年六月三〇日運輸省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年七月一日 「施行日」という。)から施行する。 以下

五五号) 附 則 (平成一〇年七月一日運輸省令第

この省令は、 附 則 (平成一一年二月一日運輸省令第 公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

三号)

令第四八号) 則 (平成一一年一一月一一日運輸省

令第三九号) 抄 則 (平成一二年一一月二九日運輸省

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 平成十三年一月六日から施

省令第七五号) (平成一四年六月二五日国土交通

第一条 この省令は、平成十四年七月一日 「施行日」という。)から施行する。 (施行期日) (以 下

第九条 現存船については、第八条の規定による | 第一条 この省令は、平成十五年八月一日 改正後の小型船舶安全規則の規定にかかわら (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置) なお従前の例によることができる。

2 型船舶検査機構の指示するところによる。 造を行うものについては、当該変更又は改造後 は、前項の規定にかかわらず、管海官庁又は小 現存船であって施行日以後主要な変更又は改

省令第九一号) 則 (平成一四年七月二六日国土交通

(経過措置)

1

(施行期日)

この省令は平成十四年十月一日から施行す

2 この省令の施行の際現に小型船舶に備え付け 項の規定(第五号を除く。)にかかわらず、な お従前の例によることができる。 り、改正後の小型船舶安全規則第五十三条第一 引き続き当該小型船舶に備え付ける場合に限 ている小型船舶用救命胴衣については、これを

附 則 (平成一五年五月三〇日国土交通 省令第七二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年六月一日から施 行する。

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手さ 船」という。) については、当該船舶を新小型 船舶安全法(以下「法」という。)第二条第一 規則に規定する小型船舶以外の船舶とみなして に該当することとなるもの(以下「新小型現存 う。) 第二条第一項第二号に規定する小型船舶 の小型船舶安全規則(以下「新小型規則」とい れた船舶であって、第一条の規定による改正後 (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置) 第一条 この省令は、平成十七年一月一日 2

いては、新小型規則の定めるところにより、法2 前項の規定にかかわらず、新小型現存船につ を受けることができる。この場合において、当及びこれに係る法第五条第一項に規定する検査 該検査に合格した船舶については、前項の規定 第二条第一項に規定する事項について施設し、 項の規定に基づく国土交通省令を適用する。

は改造後は、第一項の規定は、適用しない。 更又は改造を行うものについては、当該変更又 新小型現存船であって施行日以後に主要な変

令第七九号) (平成一五年七月一日国土交通省

(施行期日)

「施行日」という。)から施行する。 (以 下

|第四条 現存船の衛星航法装置等については、第 八十四条の四の規定は、当該船舶について平成 査又は中間検査の時期までは、適用しない。 三十年七月三十一日以後最初に行われる定期検 三条の規定による改正後の小型船舶安全規則第 (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

省令第九六号) 則 (平成一五年九月二九日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、海上衝突予防法の一部を改 行の日(平成十五年十一月二十九日)から施行 正する法律(平成十五年法律第六十三号)の施

通省令第一一八号) 則 (平成一五年一二月二二日国土交

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年一月一日 「施行日」という。)から施行する。 (以 下

通省令第九二号) 則 (平成一六年一〇月二八日国土交

この省令は、平成十六年十一月一日から施行

通省令第九五号) 附 則 (平成一六年一一月二四日国土交

(施行期日)

第七条 現存船については、第七条の規定による 造を行うものについては、前項の規定にかかわ 現存船であって施行日以後主要な変更又は改 ず、なお従前の例によることができる。 改正後の小型船舶安全規則の規定にかかわら (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置) 「施行日」という。)から施行する。 管海官庁の指示するところによる。

(施行期日) 省令第八五号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年九月一日(以下 「施行日」という。)から施行する。

|第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手さ の小型船舶をいう。)に施行日に現に備え付けれた小型船舶(小型船舶安全規則第二条第一項 ている石綿を含む材料については、第二条の規 (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

> 合を含む。)の規定にかかわらず、これを引き 前の例によることができる。 続き当該船舶に備え付ける場合に限り、 輸省令第一号)第四十六条において準用する場 定による改正後の小型船舶安全規則第百十六条 (小型漁船安全規則(昭和四十九年農林省・運 なお従

通省令第八八号) 則 (平成二〇年一〇月二九日国土交 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日 第一項第一号の表備考第八号の改正規定は、 第三条のうち船舶設備規程第百四十六条の二十 布の日から施行する。 びに第七条のうち小型船舶安全規則第八十二条 第二項及び第九号表備考第十一号の改正規定並 「施行日」という。)から施行する。ただし、 以 公

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手さ かかわらず、なお従前の例による。規定を除く。)及び船舶防火構造規則の規定に 則(第八十二条第一項第一号の表備考第八号の 除く。)、船舶安全法施行規則、小型船舶安全規 舶復原性規則、船舶設備規程(第百四十六条の 二十第二項及び第九号表備考第十一号の規定を は、この省令による改正後の船舶区画規程、船 れた船舶(以下「現存船」という。)について (経過措置)

2 後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指改造を行うものについては、当該変更又は改造 示するところによる。 現存船であって、施行日以後主要な変更又は

(以 下

通省令第六九号) 第六九号) 抄(平成二一年一二月二二日国土交

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日 「施行日」という。)から施行する。 (以

附則 通省令第六〇号) (平成二二年一二月二〇日国土交 抄

(施行期日)

(平成一八年八月三一日国土交通

1 る船舶検査証書中その他の航行上の条件欄にお 記載がある場合は、当該船舶検査証書の有効期 いて引火点に関し「摂氏六十一度以下」の旨の 「施行日」という。)から施行する。 この省令の施行の際現に現存船が受有してい この省令は、平成二十三年一月 日 以

通省令第九八号 (平成二六年一二月二六日国土交

この省令は、平成二十七年二月一日から施行

通省令第六四号) 則 (平成二九年一〇月二五日国土交

この省令は、平成三十年一月三十一日から施

令第四二号) 則 (令和三年六月二三日国土交通省

この省令は、 令和三年七月一日から施行す

省令第九七号) 則 (令和五年一二月二八日国土交通 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年一月一日 「施行日」という。) から施行する。 (以 下

附 則 (令和六年三月二五日国土交通省 令第二四号) 抄

(施行期日)

第三条 第二条の規定による改正後の小型船舶安 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行 する。 (小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置)

規則」という。)第五十八条第一項に規定する 全規則(以下この条において「新小型船舶安全 備付けについては、当該各号に定める期間は、 のうち次の各号に掲げる船舶に係る救命設備の 小型船舶(次項において「小型船舶」という。) なお従前の例によることができる。

用位置指示無線標識装置を引き続き当該船舶 らホまでに規定する小型船舶用衛星利用非常 は改造を行った船舶を除く。) それぞれイか は、令和七年四月一日)以後に主要な変更又 行日(ハからホまでに掲げる船舶にあって に備え付けている間 イからホまでに掲げる船舶(遊漁船及び施

を備え付けているもの る設備を含む。以下この号において同じ。) る小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線 衛星利用非常用位置指示無線標識装置(新 標識装置と同等以上の効力を有すると認め 機関が新小型船舶安全規則の規定に適合す 小型船舶安全規則第三条の規定により検査 旅客船であって施行日に現に小型船舶用

口 施行日に現に建造契約が結ばれている旅 (建造契約がない旅客船にあっては、

六十度以下」と書き換えられたものとみなす。 間が満了する日までの間は、当該記載は「摂氏

2 新小型船舶安全規則第五十八条第一項(第九名)については、検査機関の指示するとこれので、
 2 新小型船舶のうち前項第一号イからホまでに掲げる船舶(遊漁船を除き、施行日(同号ハからホまでに掲げる船舶(遊漁船を除き、施行日(同号ハからボス型船舶のうち前項第一号イからホまでに掲げる船舶にあっては、令和七年四月一日)以後に主要な変更又は改造を行ったものに掲げる船舶安全規則第五十八条第一項(第九名のによることができる。

備え付ける予定のもの